

検査制度に関する意見交換会合 第5回議事録

原子力規制委員会

第5回 検査制度に関する意見交換会合
議事次第

1. 日 時：令和3年3月12日（金）14:30～18:00

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室B・C・D

3. 出席者

(1) 原子力規制委員会

田中 知 原子力規制委員
山中 伸介 原子力規制委員

(2) 外部有識者（五十音順）

勝田 忠広 明治大学 法学部 教授
高橋 滋 法政大学 法学部 教授
関村 直人 東京大学大学院 工学系研究科 教授
米岡 優子 前 公益財団法人日本適合性認定協会 前専務理事・事務局長
近藤 寛子 東京大学大学院工学系研究科/日本原子力学会原子力安全部会新検査制度の効果的な実施に関するWG 学術支援専門職員/主査

(3) 原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房審議官
古金谷 敏之 原子力規制部 検査監督総括課長
武山 松次 安全規制管理官（実用炉監視担当）
門野 利之 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
杉本 孝信 安全規制管理官（専門検査担当）
布田 洋史 検査監督総括課 検査評価室長
高須 洋司 検査監督総括課 統括監視指導官
小野 達也 実用炉監視部門 上級原子炉解析専門官
反町 幸之助 実用炉監視部門 主任監視指導官
笠川 勇介 検査監督総括課 検査評価室 室長補佐
米林 賢二 検査監督総括課 検査評価室 主任検査監視官
滝吉 幸嗣 専門検査部門 企画調査官
濱口 義兼 シビアアクシデント研究部門 技術研究調査官
小城 烈 シビアアクシデント研究部門 技術研究調査官
岡村 博 検査監督総括課 係長

(4) 事業者

玉川 宏一	原子力エネルギー協議会	理事		
山中 康慎	原子力エネルギー協議会	部長		
磯部 僚太	原子力エネルギー協議会	副長		
多田 雅彦	原子力エネルギー協議会	副長		
菅野 徳嗣	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部	防災安全グループ	
近藤 佳典	関西電力株式会社	原子力事業本部	副事業本部長	
福原 盛夫	関西電力株式会社	原子力事業本部	燃料保全グループ	チーフマネジャー
榊本 晋嗣	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	マネジャー
橋本 望	四国電力株式会社	原子力保安研修所	原子力安全リスク評価グループ	リーダー
片上 雄介	四国電力株式会社	原子力保安研修所	原子力安全リスク評価グループ	副リーダー
喜多 利亙	一般財団法人電力中央研究所	原子力リスク研究センター	リスク情報活用推進チーム	リーダー
成宮 祥介	日本原子力学会標準委員会	幹事		
内山 孝文	東京都市大学原子力研究所	施設管理室	室長	
三橋 偉司	東京都市大学原子力研究所	アドバイザー		
松浦 治明	東京都市大学原子力研究所	品質マネジメント	管理責任者	
熊埜御堂宏徳	東芝エネルギーシステムズ(株)	原子力技術研究所	原子炉技術担当部長	
吉岡 研一	東芝エネルギーシステムズ(株)	原子力技術研究所	原子炉主任技術者	
中村 義武	日本原燃株式会社	安全・品質本部	安全推進部	安全計画グループ 副長
黒石 武	原子燃料工業株式会社・熊取事業所	環境安全部	安全管理グループ	長
鈴木 瑞穂	原子燃料工業株式会社・東海事業所	環境安全部	安全管理グループ	長
瀬山 健司	原子燃料工業株式会社	東海事業所	環境安全部	安全管理グループ 参事
蒲生 秀穂	日立製作所	王禅寺センター	長	
小又 智	三菱原子燃料(株)	安全・品質保証部	副部長	
寺山 弘通	三菱原子燃料(株)	安全・品質保証部	主幹	

伊勢田 浩克	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 マネージャー
曾野 浩樹	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	臨界ホット試験技術部 次長
井坂 浩二	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 主査
成田 健味	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	環境安全全部 部長
亀崎 善紀	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	保安管理部 保安管理課 課長

4. 議 題

- (1) 検査制度の継続的な改善について
 - ①ガイド類の改正の方向性
 - ②検査官の意識調査（アンケート・インタビュー）の結果
- (2) 実用発電用原子炉のPRAモデルの適切性確認について
- (3) 「保安活動に係る指標」の分析結果と取扱いについて
- (4) 取替炉心の安全性評価における新たな解析コードの活用等について
- (5) 「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」軽微事例集の見直し方針について

5. 配布資料

- 資料1-1-1 原子力規制検査に関するガイド類の見直しについて（原子力規制庁）
- 資料1-1-2 ガイド類の改正の方向性（第1段階改正の案）（原子力規制庁）
- 資料1-2-1 検査官の意識調査（アンケート・インタビュー）の結果について（原子力規制庁）
- 資料1-2-2 令和2年度原子力施設等防災対策等委託費（原子力規制検査の効率的運用、検査官の能力向上等に関する調査）報告書（概要版）
- 資料2-1 レベル1.5PRAの適切性確認ガイドと伊方3号機の内部事象出力運転時の適切性の確認結果（原子力規制庁）
- 資料2-2 原子力規制検査において使用する事業者PRAモデルの適切性確認ガイド（案）（原子力規制庁）
- 資料3 「保安活動に係る指標」の分析結果と取扱いについて（原子力規制庁）
- 資料4-1 原子力規制検査による「取替炉心の安全性評価」に使用する解析コードの妥当性の確認について（原子力規制庁）

資料4-2 高浜3、4号機(MOX炉心)の取替炉心の安全性評価へのCASMO4/SIMULATE3コードの使用について(原子力規制庁)

資料5 「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」の軽微事例集の見直し方針について(原子力規制庁)

資料6 検査制度改善に係る検討スケジュール(原子力規制庁)

<参考資料>

参考1 原子力規制検査に関する文書

(https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/guide_index.html)

参考2 令和2年度原子力施設等防災対策等委託費(原子力規制検査の効率的運用、検査官の能力向上等に関する調査)報告書

(<https://www2.nsr.go.jp/data/000345102.pdf>)

6. 議事録

○金子長官官房審議官 それでは、ただいまより第5回の検査制度に関する意見交換会合を開催させていただきます。

今日も原子力規制庁の金子が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、最初に、お手元の資料、一番最初の議事次第を御覧いただき、一番最後のページ、通しページですと428ページと、ちょっとすごい後ろのほうにありますけれども、横に作業項目ごと、検討項目ごとの線表を記した資料の6というのをちょっと脇に見ながら、今日の議事を確認していければと思います。

資料の6の赤い字で書いてありますところ、今日、第5回、3月12日の日付が書いてあるところでございます。

議題の1で検査制度の継続的な改善ということですが、今日はガイド類の改正の案を提示させていただいている部分の一つでございます。一番上に、逆三角形になっている赤い字の部分でございます。それから、検査官の意識調査の状況報告という形で赤い字で示してございますものが議題に入っております。

それから、PRAモデルの適切性確認の結果、今日は四国電力の伊方発電所の、レベル1.5と呼ばれている、格納容器破損頻度のようなところまでのモデルの結果の報告をさせていただく予定でございます。

それから、議題の3、議題のほうは「保安活動に係る指標」の分析結果と取扱いについてとしておりますけれども、資料の6の中では、その赤い字の横断PIの評価結果の提示というような形で議題としてはしてございます。保安検査での横断領域の指標の取扱いについてという内容でございます。

それから、資料の6の中の取替炉心の安全性評価に係る新たな解析コードの活用に係る方向性の提示議論、それから、プレコンディショニング/オペラビリティのガイド案の提示、これはガイドの中にも入っておりますけれども、そのような形で示させていただ

ておりますので、これらについて、今日は少し議論を進められればというふうに思っております。

また、前回までで今日の予定にしておりましたけれども、前回までの意見を踏まえて、ちょっと検討項目があるので、次回に移しているものが二つございまして、一つは核燃料施設等の重度評価の手法の継続的な議論、それから、もう一つは執務環境の整備、前回、ハード的な部分と、それから研修などについて状況を御説明申し上げましたけれども、それについても、高橋先生をはじめコメントを頂戴しましたので、それも踏まえて、少し議論できるような材料を整えるために次回にさせていただいております。

それから、第6回というところに少し追加をさせていただいている、事業者からの活動状況の報告の中に、CAPの活動の話であるとか、令和2年度の振り返りというような形で追加をさせていただいておりますので、これは次回ということで御参照いただければ幸いです。

大体今日、取り扱う項目については以上でございますので、それをちょっとお含みおきいただきながら、順番に検討を進めさせていただければと思います。

それでは、まず最初に、資料の1-1からでございますけれども、検査制度の継続的な改善についてです。改正するガイドの対象であるとか大体主な項目等について、原子力規制庁の古金谷のほうから御説明をさせていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 検査監督総括課長、古金谷でございます。

お手元の資料、この議題(1)については二つ資料がございます。三つですけれども、まず、ガイドの改正は二つございまして、資料1-1-1というものと、あと、通しページでいいますと8ページ目以降、大部にわたりますけれども、1-1-2という資料がございます。これ、1-1-1が改正の概要についてお示しをしております、1-1-2は具体的なそれぞれのガイド類の新旧対照表というものをつけさせていただいておりますので、ちょっと説明のほうは資料1-1というもので御説明をさせていただきまして、詳しく御説明を聞きたいということであれば、御質問頂いて、1-1-2のほうにもリファーしながら、御説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、資料1-1-1でございます。これまで、検査官からも意見頂きましたし、こういった意見交換会合等の場を通じて、事業者あるいは専門家の先生方からもいろいろコメントを頂いております。その中で、特に検査の運用、あるいはガイドの記載ぶり、そういったところについての御意見、多々頂いておりますので、それを今、反映させるべく作業を進めております。今回は、資料1-1-1の概要のところにも書いておりますけれども、2回に分けて、ちょっと改正作業は、大部なものですから、2回に分けたいと思っておりますが、その第1段と、第1段階というような形で、今日、改正内容を御説明して、御意見等あれば承りたいというふうに思っております。

で、今回の方針、改正全体的なことで申し上げますと、何か大きな基準、あるいは判断というものの変更ということは考えてございまして、運用が少し記載内容が明確化され

てないとか、あるいは誤記があったりとか、あるいはガイド間の表現ぶりの整合が取れていないとか、そういったところを整合化させる、あるいは訂正する、明確化するというようなことでの改正を行いたいというふうに考えてございます。

で、具体的なガイドとその改正の概要については、2ポツのところ、1ページ目の下半分のところからございます。ちょっと順番に、かいつまんで御説明をしたいと思います、まず、2ポツの(1)（原子力規制検査等）実施要領でございます。これが、この資料1-1-1の一番後ろ、6ページ目に全体のガイドの体系が書かれておりますけれども、ガイドとしては、一番大本になるものでございまして、実施要領というふうに呼んでおりますけれども、これについての改正が幾つかございます。

で、幾つかということでございますけれども、御説明いたしますと、一つ目は、①のところでございますが、検査指摘事項に該当する可能性があるような事案、これについては速やかに委員長、委員に報告するというところでございます。これは、先立っての柏崎刈羽でのPPの事案ですね、核物質防護の事案で、我々委員への報告が遅れたということもありましたので、その反省をこういったガイドに反映させるというものでございます。

それから、②のところでございます。これは、この意見交換会合でも事業者から意見があった話でございますけれども、報告書の案というものを事前に公開して、事業者から意見を聴取するというスキーム、これについては、第2四半期の取りまとめの際から、運用としては実施しておりますけれども、それを実施要領の中で明確化するというものでございます。

それから3番目、締めくくり会議、これは基本検査、四半期ごとに終わった後、あるいはチーム検査であれば、その検査全体が終わった後というところの段階で、その会議をどうするのかというところで、事業者から意見を聴取するというようなところについて、意見がない場合もあるというような御意見もございましたので、その辺の書きぶりについては、少し柔軟な書きぶりにしたというところでございます。

それから、④特別検査の判断手続の例示というものについて、これはここで、実施要領で書いていた内容と、特別検査運用ガイドのほうに書いていた記載内容、これ、若干違いがありましたので、整合させるということで変更したいと思っております。

それから、⑤でございますけれども、検査気づき事項の情報収集の視点の例ということで、これも、あくまでも例示ということでございますけれども、規制対応措置ガイドと同じような記載ぶりに整合させるというものでございます。

で、2ページ目の⑥のところでございますけれども、これは使用者ですね、使用施設の関係の検査が、あるいは総合評定の取りまとめをどうするかというところで、ひとつの許可で複数の施設、非該当（原子炉等規制法施行令第41条非該当施設）も含めた許可をひとつの許可が出ているというものについては、一本化する形で総合評定を行うというようなことを明確化したいというようなところでございます。

以上が実施要領に関係するものです。

(2)は共通ガイドのところでございます。

①については、先ほどのものと同じように委員、委員長等へ報告する手続を明確化する、同じ内容でございます。

②についても、先ほどの②と同じように、報告書の案を公開して、意見聴取する手続というものでございます。

3番目、これも締めくくり会議の関係についての明確化ということで、先ほどの実施要領と同じ内容ということでございます。

④については、サンプル数の数え方、これは施設のカウントとか、あるいは火災防護なんかで、区画ごとにサンプル数をカウントするという考え方もありますので、そういったものを例示するというものでございます。

それから⑤、チーム検査においてというところでございますけれども、同一の施設に対して、チーム検査を連続して行う、で、類似の検査を行う。例えば、放射線防護の関係のチーム検査、複数のガイドで行うということがありますけれども、効果的・効率的に行うということで、できるだけ同じチーム長、チーム員で行うように配慮したいということでございます。

それから、⑥につきましましては、日常検査において、チーム検査の中に書かれている検査内容をやってもいいということについて明確化するというものでございます。例えば、核燃料施設の場合には、放射線防護の検査、これ、チーム検査でやることになっておるんですけども、日常検査でも、気になる点をやりたいというようなところの御希望がございましたので、そういうこともできますよということについて明確化するものでございます。

それから、⑦のフリーアクセスにおける機密情報の取扱い、これにつきましましては、機密情報あるいは企業、事業者からお借りしている情報の取扱い、そういったものについて、日常の巡視のところ注意事項を書いておるんですけども、これと同じものをフリーアクセスの際の取扱いということで、同じ内容を記載したいということでございます。

それから、検査監督総括課の役割として、検査官会議、あるいは資格制度の運用というものを行うということで明確化するということ。

それから、⑨といたしましては、事務所から報告があった検査の実施状況については、各部門から、検査グループの他部門にも共有化するというところについて明確化したいというものでございます。

以上が共通ガイドに関係するものでございます。

それから(3)、これは検査を計画して報告書を作成するという手続的なもののガイドでございますけれども、これについても、一定の見直しをするということでございますけれども、内容としては、先ほどの意見聴取の手続とか、あるいは記載要領、報告書の記載事例、そういったものを分かりやすくしているというような見直しを加えてございます。

次のページ、3ページ目以降ですけれども、こちらのほうは法定確認の関係に関連する原子力規制検査をどのようにするかというところでガイドが複数ございまして、これらに

ついでの改正というものでございますけれども、例えば、(4)の事業所外廃棄の確認の関係で、一部の記載を明確化するということで、確認対象、あるいは手続を明確化するというようなことをやっております、これらについては、この後の(5)から、次のページの(10)まで、同じような法定確認の関係の運用ガイドでございますので、同じような修正を行いたいというふうに思っております。

そのほか、それぞれの法定確認の関係での規則改正などがございましたので、そういったものを反映させるというようなところについて、改正を行ってございます。

以上が、(4)から(10)の関係でございます。

で、次の4ページ目でございます。(11)、これは保安措置ガイドというふうに我々は呼んでございますけれども、(11)のところについては、定期事業者検査の報告を行ってもらわなければならないけれども、この内容が変更になった場合の手続と、補正を出してもらおうというような形のものでございますけれども、それを明確化するということでございます。

で、(12)以降、これが具体的な基本検査の検査運用ガイド、それぞれについての内容になりますけれども、サーベイランス試験、これについては、前回御議論いただきました、ここでも議論しましたプレコンディショニング等の運用について、明確化するということでございます。

それから、原子炉起動・停止のガイドにつきましては、ここに書いてございます起動時の確認内容として、RCSの過圧防止処置、あるいは冷却材温度・圧力の制限の遵守というところを確認するということを明記するというものでございます。

(14)の取替炉心の安全性というものについては、保安規定が改正になりましたので、それに伴っての確認項目を追加するというところでございます。

燃料体の管理、(15)でございますけれども、少し貯蔵・輸送の記載を逆にするというようなところ、それから、取替炉心のガイドとの整合、起動停止ですね、起動停止のガイドとの整合を図る。それから、外運搬規則が改正になっておりますので、そういったところを反映させるというところの変更がございます。

(16)の緊急時対応、それから(17)の事故時対応ですね、こういったもの、特重(特定重大事故等対処施設)の関係が今年度、運用開始に具体的になりましたので、そういったものを明確化するような改正をしてございます。

あと、5ページ目でございますけれども、(18)、重大事故等対応要員、これにつきましても、先ほどの特重の関係を明確化するということでございます。

(19)につきましても、特重の関係でございます。それと、あと、②実用炉の時間変更ということでございますが、これは今年度の運用を踏まえまして、特に実用炉の訓練のシナリオの確認には一定の時間がかかるということがございますので、今20時間というふうに割り振っているんですけれども、もう少し長い目の70時間ということで、今回の経験を踏まえて、その数字も見直してございます。

あと、津波防護の関係は、津波警報が発表されない可能性のある津波、こういったもの

も対象ですよということを明確化する。

それから、(21)品証の運用のガイドでございますけれども、記載事項を明確化する。あるいは、長期停止している場合の各施設の検査頻度を、これまで、こういったものも1年という形で同様にやっていたんですけれども、少しグレーデッドアプローチということで、こういった長期停止しているものについては、1年から3年に一度というような形で検査頻度を見直したいというふうに考えてございます。

あと、下の(22)から(25)、これは記載の適正化ということで、若干修正しておりますけれども、説明のほうは省略したいと思います。

一応、今回、これら、やりますけれども、第2段、1ページ目の中ほどに書いておりますけれども、基本検査ガイド、これは今回12本ほど紹介してございますけれども、全部で40本あるうちの、まだ2割、3割程度でございますので、残りについては、この3月、来年度ですね、明けてすぐというようなところで、改正をしたいというふうに考えてございます。

説明は以上にしたいと思います。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 お聞きいただいておりますように、基本的には、私どもの検査官の検査をする際の手続であるとか、その運用の対象であるとかというものではありませんけれども、事業者、設置者の方との関係でのインタラクションがある部分も結構ありますし、検査の対象の範囲とか追加みたいなものもございますので、皆さん方から、もしお気づきの点があれば頂いて、より運用しやすい、あるいは効果の高いものにしていければと思いますので、御指摘をいただければと思います。なお、今日の議題の5には、スクリーニングに関するガイドの見直し方針についても後ほど議論させていただきますけれども、ここは、いわゆる重要度評価に関わるような部分で、皆さんとも認識をそろえていく必要の非常に高いものでございまして、それについては、また後で出てまいりますので、後ほどという形で議論をさせていただければと思います。

まずは、取りあえず、先ほど古金谷のほうから説明のありました内容について、御質問なりコメントなり、どなたからでも結構ですので、頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

高橋先生、お願いたします。

○高橋教授 どうもありがとうございました。

すみません、私、このガイド類を作られるときに精査してもらわなかったもので、若干、本来なら、もうちょっと前に申し上げるべきところだったんですけれども、やっぱり調査の基本原則というのは、やっぱり法律的にあって、いわゆる税務調査なんかでも言われているんですが、相手方との、事業者の利益において相当な範囲でという話があります。

そういう意味で、きちっと調査目的を実現するために必要な範囲について調査できるということと同時に、それは、やはり過度になってはならないんだという基本原則はどこか、これは実施要領のところの、多分、検査の実施のところの少し書いておいていただいたほうがいいのかというふうに思いました。検査の実施というところがあると思いますが、

運用のところに書いていただければありがたいということと、それから、共通ガイドなんですけれども、前々から申し上げているんですが、やっぱりフリーアクセスの時に、いろいろとやっぱり現場のところで調査に入るわけですから、事業者との認識の齟齬とか、その事実問題についての認識の齟齬とかがあり得ると思いますので、倫理上は、やっぱり何らかの形で、いわゆる必要な証拠を残しておくということを、要するに努力規定でもいいですが、を置いて、要するに留意しなければいけないと。で、事業者にもやはり必要な調査、証拠については残しておくように、調査に関連して何か指摘があり得るような事項について、証拠を残しておくよう促す必要があるみたいなことは、少し共通ガイドのところに書いていただければありがたいと思うんですが。

1点質問ですが、それに加えて、これ、写真とかは撮ったりするんでしょうか、検査で。
○金子長官官房審議官 検査の実務の中で、必要な場合には現場の写真を取るケースがございます。

○高橋教授 で、そういうようなものはどこかに書いてあるんですか、写真を撮ることができるとか。

○金子長官官房審議官 特段明記はしてございませんけれども、このガイド上は明記はしておりません。

○高橋教授 できれば、やっぱり証拠を残すことに関して、やっぱり、その写真を撮ったりというようなことですね、あと、必要な書類を残したりというようなことも、少し書いておいていただくとありがたいかなと思いました。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

今、御指摘の点は、とても基本的で大事な点で、認識としては、もちろん共有を既にされているものではありませんけれども、きちんとそういうものを形として整理をしておくべきだという御指摘だと思いますので、2点、1点目は、検査が必要十分なものになるようにということで、必要な範囲で適切なものがやられるということが検査の基本であるということ、それから、事実関係についての齟齬が、認識の齟齬が出る場合もあるので、きちんと記録を取っておくというようなことについては、少し、どこのガイドで位置づけ、例えば、先ほどのどういうものを見たのかというような記録については、検査の報告書を作成するような中で、記録をきちんと書くようにというようなことを書いている部分もございますけれども、どのように構成をして書いたらいいのかというのは、少し精査をして、考えていきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○高橋教授 よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 はい。

ほかに、いかがでしょうか。あれはATENAでしょうかね、お願いいたします。

○山中部長（ATENA） ATENAの山中でございます。

幾つか確認等をさせていただきたいのと、誤記を見つけたので、ちょっとそのコメントをさせていただきたいと思います。

まず、全体的なお話ですけれども、今回、検査ガイドを改定されますが、そうしたときに、最終的な案がとれたものの、どういう形で決まるのかはちょっと分かりませんけれども、それを事業者として、現場に周知するというタイム、時間がそれなりに必要なと思っているので、意思決定をされた後から、実際の、この新しいガイドの施行までの周知期間というのを取っていただきたいなと思っているんですが、それをどれぐらい取っていただけるのかなといったところを、まず、全体的なお話として確認をしたいと思っています。

あと、個別のガイドに関しての気づきが四つほどございますので、ちょっと分厚い資料、資料1-1-2の、通しのページ番号でこれからお話し、御説明したいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○金子長官官房審議官 お願いいたします。

○山中部長（ATENA） まず、通しのページで41ページになります。Cポツのところ、改正案のところでも同じなんですけど、Cポツのところ、改正案では、軽微、緑、SLIV点々となっていて、これらの検査指摘事項は、検査報告書に記載されるというふうになってございますけれども、軽微というものは報告書に記載しないというふうなルールであると我々は認識をしておったんですが、ここは何かお考えが変わったとか、何か理由があるんでしょうかというところが1点目でございます。

続いて、2点目ですけれども、通しの132ページですね、4ポツの定期事業者検査の報告の(1)の追記に、こちら、我々のほうから御要望させていただいたもので、追記になったところが一番最後のパラグラフに書かれていると思うんですけれども、この中で、2行目、運転計画の変更届出を伴う検査時期の変更などが生じた場合というふうになっていて、この「など」といったところが、どういうものをイメージされて、ここに「など」を付け加えられたのかなと、ちょっと、こういうふうな書きぶりになると、我々としても、ここにどういうものが含まれて、どういう時に補正書を出す必要があるのかといったところが、ちょっと不明になってしまいますので、意図を確認させていただきたいということでございます。

続いて、3点目でございますけれども、176ページ、サーベイランスガイド、サーベイランス試験ガイドのところでございますが、(g)のところ、「参照値の採取方法については」という書き出しで始まっているところに、第3回検査制度に関する意見交換会合資料4-2を参照のこととなっているんですけれども、ここには、やはりこういう読み込みの形ではなくて、実際にどうするのかということがここに書かれたほうが、一貫性があるよ、よろしいのではないかとこのように思うので、そうしていただきたいというコメントでございます。

続いて、最後ですけれども、4点目、通しのページで272ページ及び273ページのところ

でございますけれども、通しの272ページのほうですが、一番上の行に、※印で、施設内のプラントの全てが長期停止の場合とはあるんですけれども、この長期停止というのは、具体的にはどれぐらい止まっているというイメージでここに書かれているのかといったことを確認させていただきたいということでございます。

続いて、273ページのほうですけれども、2の検査要領の2ポツ2、検査頻度、検査は、BQ1010と書いてあるんですが、これ、正しくはBQ0010だと思いますので、ここは修正をしていただければというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金子長官官房審議官 単純な間違いの修正の部分はそのようにさせていただき、読み込みの部分は、分量の問題でしかありませんので、直接そこに記述を入れればよいと思いますので、そのような方向でとして、その前の二つの、41ページでしたっけ、検査指摘事項の範囲の話のところと、それからもう一つ、132ページの検査時期の変更などの、「など」として想定される内容って何があるんでしょうかと、その御質問ですね。うちの事務局から何かありますか。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、古金谷ですけれども、まず、41ページのところは、山中さんの問題意識は、報告書に記載されるという話かどうかというところだと思うんですね、そうですね。

○山中部長（ATENA） あ、はい、そうです。

○古金谷検査監督総括課長 で、このところの「なお、これらの検査指摘事項は」と書いてあるんですけれども、この検査指摘事項はというところと言うところの検査指摘事項は、当然、定義しておりますけれども、軽微は含まないということでございますので、そういう意味では、記載されるものは変わらないということでございます。

○山中部長（ATENA） 了解いたしました。

○古金谷検査監督総括課長 はい。で、ここでまあ軽微も書いたというのは、十分な是正措置がされていないとか、そういうところで確認するというようなことがあり得ますよというような意味で、軽微であったとしても、報告書には書かないけれども、その後の是正がなされているかどうかとか、そういったところは適宜確認するということがありますので、そういう点でここも、軽微というものも書いているというところでございます。

それから、定期事業者検査のところですね、132ページ、これはちょっと担当、もし何かコメントがあればお願いしたいと思っておりますけれども、専検の村尾さん辺り、何かありますか。

○村尾企画調査官 専門検査、村尾ですけれども、ここは、基本的には、その運転計画の方向なんですけれども、同様に、定期事業者検査の実施時期をここで記載することになっているんですけれども、その実施時期が大きく変更されるようなものを例として、今、運転計画の変更というのを入れております。

同じように、その定期事業者検査の実施時期が大きく変更のないものを「など」という

表現をしております。ですので、具体的にはどういうものがあるかというのは、今、明確にはできませんけれども、ここで言うのは、定期事業者検査の実施時期が大きく変わることというふうに捉えていただければいいかなと思っております。

○高橋教授 すみません、高橋ですけど、よろしいですか。

○金子長官官房審議官 高橋先生、お願いします。

○高橋教授 それだと、法令上は変更、その他の検査時期の変更というふうに事例列挙をしたらいかがでしょうか。

○金子長官官房審議官 ちょっと記述ぶりについては、今の趣旨が的確に表されるように、修正を検討したいと思います。高橋先生の案は一つの有力な回答だと思っておりますので、それを含めて検討します。

それから、先ほど、古金谷のほうから回答させていただいた41ページのやつは、これらの検査事項と書いてあると、何となく誤解を与えやすいということでしょうから、これらのというのは取ってしまって、なお、検査指摘事項は検査報告書に記載されるとすれば、もう十分だと思いますので、ATENAの山中さん、そんな形で誤解を少なくするようにしたいと思いますけれども、四つの点について、いかがでしょうか。

○山中部長（ATENA） 山中です。

承知いたしました。よろしく願いいたします。

あと、すみません、最初に全般論として御相談を、御質問させていただいた周知の期間についてですが。

○金子長官官房審議官 それ、私からちょっと考え方をお話ししたいの思うのですけれども、基本的に、このガイドというのは、法令の適用の基準を定めたものではないので、これに何か即していないと皆さんに不利益が生じるというタイプのものではなくて、検査官が検査をする際に、そして、それに対応していただく皆さんの活動の参照にするものなので、あまりその施行期間というのを、何か月置いてやるというタイプのものではないと思っています。当然ですけど、もう既にこうやってお示しをしているように、皆さんと意見交換させていただきながら作っていますので、まだ施行日が、施行日というか、改正そのものの日がいつになるかは分かりませんが、基本的には、もうそういう経過措置的な期間を置くのではなくて、その改正をしたところから適用したいと思いますけれども、それでは何か困るという具体的なことがあれば考えたいと思いますが、何か山中さんのほうで感じになったようなことはございますか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中です。

例えば、サーベイランス試験の話とか、今回、ガイド変わるんですけども、そういったようなもの、やはり現場の対応等で変わってくるものが出てくるとなると、やはり準備とか、そういうものに少し時間を要するかなと思いましたが、こういうこともないとは思いますが、前日改正されたので、翌日の検査から使いますというようなことだと、ちょっと現場が混乱するというようなこともあるかなと思っていて、今日、このよ

うな確認をさせていただきました。

○金子長官官房審議官 分かりました。御懸念の点みたいなやつは、逆に言うと、サーベイランスの話は前回以前からお話をして、こういう方向にしますということを、もちろんお示しをしているわけなので、その範囲でお伝えをいただいて、形としてガイドになるのは、まあ4月のある時点だと思えますけれども、もう準備をいただくということが必要だと当然思えますので、そのように御対応いただくようなことではいかがでしょうか。それでも、なお不安があって困るということであれば考えますけれども、わざわざ、その施行期間を設けるという規定を作るのも、それなりに手間なものですから、そういうもの、そういうのが要るものと要らないものの仕分とか、そういうことも若干検討しなきゃいけないとか、そういうこともありまして、強く御要請がなければ、そのようにさせていただければというふうに私自身は思っていますけれども。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

ありがとうございました。そういう意味では、確かに個別のガイドによって準備が必要なもの、必要でないもの、いろいろとあろうかと思えますので、こちらから必要なもの、必要だと思うようなケースがございましたら、個別に御相談をさせていただくというようなことでいかがでしょうか。

○金子長官官房審議官 それで結構です。

それで、先ほど申し上げたように、2段階というものもまだ用意をするつもりですので、どうしても、すぐにはなかなか現場の対応が、そのガイドに対応した形で動きを準備することができないということがあれば、おっしゃっていただければ、1回後ろに遅らせて、それは次のタイミングでやりますというような対応も十分できると思えますので、個別に、ここの部分は特にということがもしあれば、おっしゃっていただければと思います。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中です。

承知いたしました。よろしく願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、規制庁、古金谷ですけれども。

その個別の運用の話で言うと、これ、多分、各事業者によって、ちょっと準備状況も異なるのかなと思うんです。で、それぞれについての相談というのは、むしろ、あまりATENAというよりも、サーベイランスであれば、事務所の検査官がやる検査ですので、そこで個別に相談いただくというほうが、むしろ対応としてはスムーズに行くのかなと思いますが、もし、なかなか現場でスムーズに進まないとか、そういうことがあれば、こういった場でも御議論させていただければと思いますけれども、その辺はどうですか、やはりここで議論したほうがいいのか、そんな感じですか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

お気遣いありがとうございます。おっしゃるとおり、現場で対応できるものは現場でやったほうがスムーズに行くかと思えます。あくまでATENAとして、全体を見てどうかとか、あとは複数の社から、こういう同じような意見が出てきた場合は、こういう形でやらせて

いただければと考えてございます。

○古金谷検査監督総括課長 もちろん、いろんなところから出てくれば、ここで御議論させていただければと思います。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 関村先生、よろしくお願ひいたします。

○関村教授 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。個々のところに入る前なんです、今回、2回に分けて、このガイド類等の見直しをされるということで、その2回に分ける理由が、運用の課題があって、運用の明確化をすべきものということなんです、これは安全上重要なものから改定をしていく、こういう考え方とは矛盾をしていないということを明確にさせていただくことをお願いしたいなと思います。

例えば、安全重要度のガイドラインは2回目であると、次回であると、第2段階に改定をするということですが、私は、事業者と規制側とは違う立場からコメントをさせていただくと、ぜひ、安全に影響があるものを早めに議論をしていただき、早めに改定をしていただきたいというふうに思うんですが、ここは基本的な原則として、しっかり考えていらっしゃるかどうか、それが1点目でございます。

それから、今回、ガイド類ということで、こういう公開の会合を通じて、ガイド類も含めてお示しいただくというのは非常に重要だと思うんですが、検査制度が設立するに当たって、IRRSにおいては、プリスク립ティブなものにならないようにというのが検査制度であるということが明確な原則になっていると思います。しかし、今のお話を聞いています、規制側と事業者側が、ここは明確にしてくださいということを、お話し合いをし合っている。逆に言うと、事業者の立場から言うと、こういうふうに書いていただいたことをやれば、これでいいんですねという従前の検査が、また復活するのではないか、こういう危惧を抱かざるを得ないというふうに思います。

しかしながら、しっかりとそれは原則ですので、プリスク립ティブなものではないということ、先ほどの議論としても、事業者ごとに異なるし、現場の検査官事務所（規制事務所）のほうではきちっとしたことをやればいいという話も伺いました。この原則がどうなっているのかということについて、改めて確認をしたいなというふうに考えました。

以上、2点でございます。非常に大きな観点ですので、もう原則の話ですので、原則は原則としてちゃんとしていますという答えを、規制側も、それから、できれば事業者側からも、そういう考え方をしっかりとっていただくということが必要ななと思っています。よろしくお願ひいたします。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます、規制庁の金子でございますけれども。

まず、1点目の安全に影響を及ぼす度合いの大きなもの、小さなものということの御指摘がございました。今回の資料の1-1-1にある方針にお示ししていますように、直接、今回の改正が、その安全のレベルに影響を及ぼすような、その、例えば検査の内容であると

かというものの、中身に影響を及ぼすものというのは、まずないと思っていますけれども。

ただ、一方で手続的なものであっても、これ、安全というよりセキュリティですけれども、委員と我々事務局との間での意思疎通をしっかりと図って、その重要度の認識について、早い段階から意識をそろえていくというような手続を入れているというのは、影響がないわけでは、もちろんございません。その現場の実際の安全との影響がある、ないということとは別ですけれども、その評価にかかるとは、何か変更があり得るというような手続になっておりますので、そういう大きなものは、今回の全体的なこの実施要領であるとか、それに連なるガイド類の中で改正をするということですので、ある意味、優先的にやらせていただいているというのが私どもの考え方になっております。

それから、もう一つ、プリスク립ティブにならない検査という意味では、全く御指摘のとおりだと思っております、特に、このプリスク립ティブでないということの大事な点は、検査をする対象であるとか、視点であるとか、そういったものがあらかじめもう分かっている、それに沿ってやれば終わりということでないことということだと思っております。

一方で、検査を行政事務の手続として行うためには、その手続はきちんと、やはり決めておかなければいけない。これは、逆を言えば、高橋先生からもいつも御指摘を頂くような視点だというふうに思っておりますので、事業者との関係で、その手続の点で明らかにしておかなければいけないことというのは、こういうガイド類の中で明らかにすることだと思っておりますので、検査の対象や内容、あるいは、どういうところに懸念を見つけるかといったような点については、プリスク립ティブにならないように、あくまでも視点の例を示すかというような形でガイドを作り、一方で、実際の作業を進める上でのその手続的なものについては、できるだけ事業者とも迷いがないように作っていくというような考え方でやらせていただいているというふうに思っております。

関村先生からの呼びかけで、事業者側も、どんなふうに受け止めているかというようなことがありましたけれども、ATENAなり、ほかの事業者さんから、ATENAは手を挙げていただいていますかね、よろしくをお願いします。

○玉川理事（ATENA） ATENAの玉川でございます。

先生の御指摘はごもっともだと思います。我々も、今、御説明があったとおり、考え方は全く同じでございますけれども、今回のこちらからの提案といいますのは、やはり検査をスムーズにいくためのそのプロセス、これをうまく回すための提案でございますので、御懸念は全く当たらないと思いますので、よろしく願いいたします。

○関村教授 ありがとうございます。昨日の今日でございます、昨日、更田委員長から、一番最後の締めくくりに、安全神話の復活は許さないと言っていた、そこを、改めて私の口からも、逆に皆さんに問いかけたということでございます。よろしく願いいたします。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。

我々も、昨日の委員長の訓示の中に、ガイドに頼って仕事をするのではないんだと、本質的なものに問題意識を持って、安全なのか、安全ではないのかということを常に考えるような仕事の仕方でなければいけないのだという趣旨の訓示を頂戴しておりますので、それに沿って仕事をしていく、それに併せて、こういうものも整備をしていくということだというふうに思っております。ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。近藤さん、手を挙げていただいていますかね。

○近藤学術支援専門職員 原子力学会安全部会の近藤と申します。

ガイドに記載するか否かではないかもしれないんですけども、今の話ですね、このレギュラトリーキャプチャーの話も含めてということになるんですが、1-1-2のところ、「原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素」というものがございまして。監督という言葉が充てられていて、その後は、監視とか検査という言葉が充てられています。実は、この監督、オーバーサイトというものに日本語を充てたものだと思いますけれども、とても重要な概念だというふうに思っております。で、プリスク립ティブにならないための考え方だと思いますので、2の部分について、もし、その手順みたいなところに、このガイドが捉われないものにするならば、考え方をしっかりここに書かれるか、あるいは、議論を深めていくことが重要なのではないかというふうに思いました。

以上、意見になります。

○金子長官官房審議官 コメントありがとうございます。これ、もう多分皆さん、お気づきだと思いますけれども、言葉の使い分け、法律の上でもそうなのですけども、監督というのが一番大きな概念として、我々規制当局と、それから被規制者との関係を示す一つの言葉として使われ、その監督の中に監視があったり、検査があったりという、行動でしょうかね、というものが存在するというふうになっていますので、それも踏まえて、少し、もう一度、その監督が使われているところを読み直して、適切でないようなことがあれば我々も直したいと思ったり、そういうことが明確になってないようなことがありましたら、また、もしお気づきがあれば、御指摘をいただければと思います。そういう視点でも、ちょっと私どもも見直したいと思ったり。

ほか、いかがでしょうか。そこはJAEAでしょうかね、ごめんなさい、手を振っていただいている。

○伊勢田マネージャー(JAEA) すみません、JAEAの伊勢田でございます。

ちょっと1点確認したいことがございまして、質問させていただきます。

1番目の実施要領なんですけれども、通しページで言うところの15ページから16ページにかけての41条の非該当施設に関する部分ですね。こちらで、今回の改正で、該当施設と非該当施設、両方の許可を得ている事業所に関しては、16ページの頭のところですけども、許可を受けた全ての施設に係る安全活動を対象として基本検査を実施し、年1回評定を行うというふうな記載になっていますけれども、こちらは非該当施設も含めて、全ての施設を年1回評定を行う対象にするという、そういうふうな読み方、解釈でよろしいでし

ようか。

○金子長官官房審議官 そのような趣旨で書かせていただいております。

○門野安全規制管理官 核燃の門野でございます。

今のところでございますけれども、許可自体が該当使用施設と、まさに非該当の使用施設等を、混在した形で一つの許可証になっておりましたので、そうだとすると、ただ、非該当施設に毎年立ち入るといふことにはならないとは思いますが、最終的な、その総合評価ということについては、やはり、その非該当の施設も含めた形で、法令上一つの許可に対して評価をすると、そういう趣旨で書かせていただきました。

○金子長官官房審議官 いかがでしょうか。はい。

○伊勢田マネージャー(JAEA) ありがとうございます。

ちょっと記載ぶりの問題なのかもしれないんですが、その16ページの上のところ、許可を受けた全ての施設に係る安全活動を対象として、評価を行うというふうに読めますので、そうすると、全ての非該当施設に毎年立ち入りを行って、それを対象として評価を行うように読めますので、今、御説明の御趣旨のように、全ての施設に毎年入らないのであれば、少しその書き方で、全てが対象ではないと、評価としては対象なんですけれども、全てのその活動の検査が対象ではないというようなことが分かるような書きぶりを、少ししていただいたほうがよろしいのかなというふうに感じました。

以上でございます。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、古金谷ですけれども。

例えば、ちょっと具体的な記載ぶりは考えますけれども、当該年度において実施した検査結果、あるいは、そこでのパフォーマンス・インジケータがあるかどうか、すみません、ちょっとよく分かりませんが、そういったものを踏まえて、こういった全活動を対象に総合評価を実施するとか、そういうふうな書けばということなんですかね、いかがですか。

○伊勢田マネージャー(JAEA) 今のような記載ぶりですと問題ないかと思っておりますので、そういった形で、ちょっと見直しをお願いできればと思います。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ですから、評価と検査の実施というのが少し曖昧になっているとか、読みにくくなっているということだと思いますので、その点は、はっきりさせるような書きぶりにさせていただきたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

○古金谷検査監督総括課長 あ、すみません、先ほど山中さんから幾つか質問があって、ちょっと答えをすっ飛ばしてしまった話で、長期停止の考え方ということがございます。それで、今、我々が想定しているのは、やはり新規制基準適合性がまだ審査を終わってなくて、再稼働せずに、ずっと止まっているような、そういうものを念頭に置いているというところがございます。で、いずれにしてもチーム検査でございますので、毎年度、毎

年度、チーム検査の計画を立てて、どこを対象にする、しないというところを考えとしてはお示ししますので、もし御不明な点があれば、個別に御相談いただいても構わないかなと思っています。

今のような回答でよろしいですか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

ありがとうございました、明確化ありがとうございました。承知いたしました。

○金子長官官房審議官 すみません、ちょっと私が差配が悪くて飛ばしてしまいました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

また、細かな点で、事後的にでもお気づきになったことがありましたら事務局に寄せていただければ、適宜私どもの検討の中に反映をしたいと思います。

先ほどのように、4月のできるだけ早い段階で、改正案が成案になるようにしていきたいと思しますので、今日は3月の12日ですから、1週間ぐらいの間に頂戴ができれば、それなりに反映ができるかなというようなタイミングだというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に行かせていただきまして、その継続的な改善のその2ですけれども、毎年行っていきたいということで、今回2回目になりますけれども、検査官の意識調査の結果について、細かなレポートそのものは、今回、概要版という形でしかお付けしておりませんが、その結果について、概略を古金谷のほうから御説明させていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁、古金谷です。

では、資料1-2、二つございますけれども、パワーポイントのほうでざっと概略を御説明します。資料1-2-1のパワーポイントを御覧ください。

ページをめくっていただきまして、通しのページでいうと309ページ目でございます。今回のアンケートの目的、昨年度もそうですけれども、同じような話で定着状況というもの調査すると。そこから見えてきた課題なりを、改善に向けて使っていくというようなところでございます。で、同じような、昨年と同じようにアンケートとともに、20名程度でございますけれどもインタビューをしたというところでございました。報告書は、今回の意見交換会合にはつけておりませんが、ホームページで公表をしているというところでございますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

2ページ目のところでございますけれども、まず、理解度と言うところでは、若干、去年と設問の仕方が違うんですけれども、概ね理解が進んできているのかなというところは傾向として捉えられるかなと思っております。

それから、次の3ページ目でございます。3ページ目、4ページ目、これは新しい、この原子力規制検査の中でも特に重要なコンセプトというものが、どれぐらい理解が進んだかというところでございます。で、3ページ目のところがパフォーマンスベスト、あるいはリスクインフォームドという、こういったキーコンセプトになるわけですけれども、こ

の辺の理解が進んでいるかというところのアンケートでございますけれども、理解度は、前回に比べると進んでいるのかなという傾向でございます。

ただ、一方で、特にリスクインフォームドのところについては、「あまりできていない」という回答者からのコメントにもございますように、リスクの小さいものにも適用している、検査しているんじゃないかというようなところについてもコメントがありまして、現場適用には少し悩んでいるところがあるのかなということもございます。

4ページ目でございますけれども、こちらのほうはフリーアクセスというところと、あとはCAP活動の関係でございます。これについても、全般としては理解が進んでいるというところが見受けられるかなと思います。一方で、特にフリーアクセスについて言うと、事業者に頼ってしまうというのはよくないのではないかと、フリーアクセスなので、基本的に自分自身で、全て検査官自身でやるべきではないかというようなコメントがあったというところがありますし、CAPについては、二つ目の白丸ですけれども、CR情報の内容についての少し課題というところが散見されるということがございます。CR情報というのは、コンディションレポートというものでございまして、事業者の中で気づいた何か問題点、課題というものを、コンディションレポートという形で、このCAPプログラムに登録するというところで、これがCAP活動の大本になる情報でございますけれども、これらの内容について、あるいは、その実践についての課題というものがあるのではないかとコメントが検査官からあったというところがございます。

5ページ目でございます。5ページ目のほうが（検査）指摘事項、あるいは気づき事項を評価するというところについて、特に現場の検査官で重要なのが、パフォーマンス劣化があるかないかというところ、それから、その検査気づき事項が指摘事項になるかどうか、それは軽微と判断すれば指摘事項にならないわけですけれども、そういった軽微とするか、指摘事項とするかというところの理解、そういった点について、理解度としては上がってきていますけれども、一方でというふうにも書いておりますけれども、やはり、その判断するという上での難しさというものがあるということは、課題として指摘されているというところがございます。

それから、6ページ目でございます。これも検査官にとって重要な、検査対象、どこを選ぶかというサンプリングのところでございますけれども、概ね施設あるいは活動の重要度に応じて、ここを見よう、ここを検査しようということで、「できている」、「ややできている」という回答が8割程度でございますけれども、一方で、やはりガイドがうまく対応していない、あるいは、廃止措置のリスクが減っていく中で、もう少しサンプリングの数を最適化すべきではないかというような意見がございました。こういった点は運用ガイドでも、ガイドを、チーム検査のガイドも使えるようにするとか、ちょっと柔軟な対応ができるように、ガイドでも明確化していきたいと思っております。

7ページ目でございますけれども、検査制度の実効性というところで、実感を持っているかと、前の制度よりも少し実効性があるかどうかというところでの質問をしてござい

すけれども、まあ「実感している」、「やや実感している」という方が多いということがうかがえます。ただ、一方で、まだ本運用が始まって1年目というところもありますし、評価するという点について自体がまだ時期尚早なのではないかというようなこともありましたので、こういった点は引き続き、我々としても考えて、検証していかなきゃいけないところかなというふうに考えてございます。

それから8ページ目、本庁の取り組み、あるいはインフラの活用についての各検査官の意識というところがございますけれども、本庁のほうでいろいろ勉強会をしたり、あるいは会議をしたりということで、具体的な、各検査官がどんな検査をしているか、プラクティスを共有する、あるいは検査指摘事項が出た場合には、その内容、どうしてそれが、この色として評価したのかという、その理由ですね、そういったことについて紹介して、共有をしているというわけがございますけれども、そういったものについての参加状況ということについては、毎回参加しているというのが半分程度あって、前回よりも上昇しているというところがございます。

一方で、やはり、有益なものにしてほしいということで、実務に近いテーマをやってほしいというようなこともありますし、あと、こういった会議や勉強会に参加することで、検査実務に影響する可能性もありますので、そういった点も考慮して、会議等を設定してほしいというような要望がございました。

それから、（原子力規制）検査業務システム、これは我々のシステムとして、各検査官が、どの検査ガイドを、どういうサンプルを使って実施したのかと、それから指摘事項があったか、なかったか、あった場合には、その概要を記載していただくという、そういうシステムでございまして、データベースとして活用できるようにということで整備しているわけですが、その活用状況について言うと、少し、ちょっと結果としては芳しくないわけですが、8割ぐらいが「活用していない」、あるいは「あまり活用していない」ということがございます。

これは、大きな原因として一つあるのが、我々の規制庁全体の、規制委員会全体のシステムが、秋に不正アクセスによりまして、今、外部と遮断しているという状況がございます。この検査業務システム自体は、外部に、その全てシステムをお願いしているというところもございますので、現在、我々のシステムから、この検査業務システムにアクセスできないというような状況になってございまして、そういったところも影響して、こういったことになっているというところがございます。ただ、使い勝手があまりよくないということも指摘を受けてございますので、その点については、しっかり改善に取り組んでいかなきゃいけないなというふうに認識しております。

以上がアンケート、あるいはインタビューの結果というものをまとめたものでございます。

で、9ページ目以降は、これは委託先のほうからの提言ということでございまして、まず、9ページ目が、検査官の力量向上は特に重要な部分でございますので、そういったと

ころでの提言ということで、四つほど提言がございます。インフラの充実ということで、先ほどの業務システムを含めて、そういったものの充実を図る。それから、お互いの経験を共有するというので、規制事務所間に相互訪問するようなことでレビューをしてはどうかという話、それから、検査官のパフォーマンスを測定する仕組みを作ってはどうかということでございます。これは客観性を高めるということにもつながるということかと思えます。それから、検査リソースを最適化して適用するというので、グレーデッドアプローチというものを使ってやるべきではないかという話がございます。

10ページ目のほうは、制度改善に関しての提言ということでございまして、一つ目としては、施設とその状態に適した検査制度の適用ということで、これもグレーデッドアプローチの考え方かと思えますけれども、運転していない、先ほどの長期停止というような話がありましたけれども、あるいは廃止措置というようなところについて、検査の質的な、あるいは量的なものを最適化するというようなことの提言でございます。

二つ目は、規制庁自身のCAP活動ということで、我々の中での検査活動での気づき、課題、そういったものをCAP活動という形で、しっかりと分析した上で、それを改善していく仕組みを作ってはどうかということでございます。

三つ目が、事業者からのフィードバックということで、今回このアンケート、我々検査官にやっているわけですがけれども、同じようなアンケート、インタビューというものを事業者の方にもやって、そこからフィードバックを得てはどうかということの提言でございます。

最後、11番目は、これは来年度の調査ということで提言を頂いている話ですがけれども、これについては、ちょっと、もう説明は省略したいと思いますけれども、我々としては、いずれにしても、こういった調査については継続してやっていきたいと思っておりますので、こういった提言を受けた内容も踏まえながら、また、継続して調査をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○金子長官官房審議官 調査結果、かいつまんで、今、説明をさせていただきました。

昨年から、できるだけ、まず定点観測ができるようにということで、検査官への定着、あるいは能力の向上みたいなところは、あまり大きく変化をさせずに、一方で、検査の制度が、運用が進む、あるいは、いろいろな事例の蓄積が進むという中で、少し深掘りをするような調査項目、あるいはインタビューの項目なども工夫をしながらというような形で、調査自体は実施をしております。また、来年に向けて、こういう点も確認をしたらいいのではないかというような視点もあろうかと思えます。

それから、調査結果自体は、まだ私どもも、調査委託先のほうから受け取って、そんなに時間がたっていないので、この結果を踏まえて、どういうアクションを取るのかということまで、具体的な計画が十分にできているわけではございませんけれども、ここの調査の報告の中でも提言を頂いているような項目もありますし、皆様方のほうでお気づきの、

こういう点を踏まえて、こういうふうに検査の制度の運用であるとか、あるいは検査官と事業者の関係であるとか、いろんなことを少し見直すような活動が必要じゃないかというように、お気づきの点があれば、これも御指摘を頂ければというふうに思いますので、皆様方からの気づき、これは、この中身、あるいは将来の調査、それから私どもの対応、どんな視点でも結構ですので、御指摘をいただければと思います。よろしく願いいたします。

関村先生からお願いいたします。

○関村教授 ありがとうございます。こういう調査を継続することの重要性は非常にあると思いますが、1-2-2でしょうか、この資料のほうで、報告書のサマリーがあって、5ページ目に設問設定の方針というのがあって、今年度は、②番のところ以降ですが、特に②番でよろしいでしょうか。理解度に加えて、実行、実践をしているかという観点の習熟度を確認するというのが今年度の重要な課題だというふうに書かれているんですが、先ほどのパワーポイント形式になっているものでお示しいただいたものは、2ページ目、3ページ目、4ページ目は、これ、理解度のほうの話ですよ。昨年度と比較するために理解度が必要だと思うんですが、実際、本格運用になって、検査官の方々が実行、実践しているときにどこまで、頭で理解していることが行動になっているのかという観点が一番知りたいところなんです、その御説明はどこにあるのかというのがちょっと分からなかったというのが、今お聞きして、正直な印象でございます。

これについて、どういうふうに、この報告書ではなっているのか。そういう観点で、提言ということがまとめられているんですが、この提言って、本当に的確なものになっているかどうか、ちょっと私は疑問を挟まざるを得ないなというふうに思います。これは三菱総研さんが規制庁に提言を出したということですか。で、このパワーポイントの理解度の比較に基づいてやっているということですか。ちょっと、これだと不十分な点がありはしないかと思います。特に、力量に関する提言が、ただ単に理解度がどうなったかということだけを判断基準にしているようになっているのであれば、この力量というもの、あるいは教育、訓練というのを重視してこられた規制庁として、本当にこれ、受け入れていい提言かどうか、そこも、現断面での御意見を頂いたほうがいいかなというふうに思います。

少し辛口のコメントをしてしまいました、もし違っている点がありましたら、規制庁のほうからお教えいただければというふうに思います。

以上です。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。

まず、最初の理解度と習熟度の差は、ちょっと今日の資料の中で明確に答えの違うやつを資料の中におつけしておりませんでしたけれども、そもそも理解できているかという質問と、自分の業務の中で実践できているかという質問は分けて設定がさせていただきます。当然、それごとに回答が出てきておまして、それは、すみません、大部だったので今日はおつけしておりませんが、その全体の報告書の中には全て入っておりますので、その点

については確認をしております。

ちなみに、この概要の中でもサマリー的にお示しをしておりますけれども、実践できるという、これ、今、通しページで言うと329ですかね、はい、329から330の辺りに、その点を書いてございまして、329ページの(4)というところから、4つの基本コンセプトに関する習熟・取組意識については、「実践できている」、「やや実践できている」が90%程度ということで、理解度と同じような傾向を示しているというのが実際の結果でございましたので、すみません、ちょっと省略をさせていただいてしまいました。

それで、もう一つの提言のところは、関村先生の御指摘のとおりで、これは委託調査をお願いした三菱総研からの、このアンケートなりインタビューの結果からの提言でございますので、私どもは、これを全て実際に反映するものとして受け止めているという趣旨をここに示したものではございませんので、皆様方から、むしろ、これはもうちょっと違うんじゃないかとかということも含めて頂戴することは適切な、逆に言うとコメントを頂くことになろうかと思っております。そのような、ちょっと中途段階の提言というようなものになってございます。

○関村教授 ありがとうございます。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、規制庁、古金谷ですけれども。

習熟度というところは、関村先生のおっしゃるように、非常に、アンケートだけだとつかみ切れないかなと。これは本人ができていると思っているんだけど客観的に見たら本当かというところもあると思うんです。それで我々、特にやりたいのは、まず、先ほども検査官会議とかいうことで、共有するというのをしましたけれども、やはり、いいプラクティスは共有して、どんどんそういうものを広げていきたいということがありますので、そういうところを通じて、ああ、こういうふうにやればいいんだとか、ほかの検査官のいいやり方については、どんどん、真似していつてもらいたいなということはやっていききたいと思っています。

あと、加えて、十分、まだまだできてないんですけれども、我々本庁の管理職も現場に行って、現場の検査官といろいろ意見交換をしたりとか、あるいは、現場の実際やっているところを生で見させてもらって、やはりそういうところで気づいたところをアドバイスしていくというようなことが重要なのと思っておりますので、新型コロナウイルス感染症の関係でなかなか我々、サイトのほうに行けないというところもございまして、そういった取組もして、各検査官の力量、あるいは習熟度というものを向上させていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○金子長官官房審議官 関村先生、よろしいでしょうか。はい。

ほかにいかがでしょうか。それでは、近藤さん、お願いできますか。

○近藤学術支援専門職員 まず、最初に質問がございまして。最初の2ページのところで理解度に関してなんです、スケールが変更で昨年からなっていると思っておりますけれども、こ

の意図を教えて、理由を教えていただけないでしょうか。令和元年のときは、四つの選択肢だったものが、令和2年に、四つですね。四つの内容だったんですけれども、令和2年度になると内容が変わっているんですが、これはどのような理由か教えてください。

○古金谷検査監督総括課長 古金谷ですけれども、一番大きな理由は、この委託先が変わって質問のやり方として、こういう質問の体系のほうは答えやすいんじゃないかというようなサジェスションもございましたので、そういった面で令和元年と2年度を比較していただくと、元年度のほうはかなり細かくいろいろ答えの書き方なんかも書いていて、回答の選択肢も書いていて、アンケートとしてはやや分かりにくいところもあるのかなというような話はございましたので、趣旨をあまり変えない程度に質問のやり方を、あるいは、回答の選択肢も簡素化、簡略化して分かりやすくしたというのが趣旨でございます。

○近藤学術支援専門職員 古金谷課長、ありがとうございます。

実は、私、これを見まして、試運用時にアンケートを取られたときのほうが非常に運用を意識した項目になっている。今回は、どちらかという、本当に理解に留まる質問になっている、項目になっているというふうに受け止めました。ですので、令和元年のときはまだ不十分で学習中のレベルが14.7%で、今年度になると、「できていない」が上の載って、減っているように見えるんですけど、実は「あまりできていない」と、「できていない」を足すとほぼ同じ状況なのかなというふうにも見えました。

これをよくないと捉えるのか、あるいは、試運用のときに既に1.5年かけて試運用をやってこられたので、そのときにある程度理解状況は上がっていたと、それができたという見方ももう一つできるのかもしれない。

ですので、何というのか、以下の資料はかなりもう理解が進んでいるので次の段階に行きましょうというふうになっているんですけれども、いま一度本当に理解というものが十分なのかどうなのかという、先ほどの習熟度の話とかみ合うかもしれないけれども、検証が必要ではないかというふうに思いました。

その理由としまして、公開資料のほうに載っていたアンケート、自由記述のほうをざっと拝見しましたがけれども、非常にたくさんコメントが載っています。それらをただ単にコメントが挙がっただけと見えるだけではなくて、どうしてこの方はこういうコメントになっているのかというのを丁寧に分析していくことによって、例えばパフォーマンスベースのところについては理解があまりされていなくても、その理由というのが実はCAPの自由記述に挙がっているというようなケースも見られるのではないかというふうに思いました。ですので、申し上げたいことというのは、ただ数字はこうだったから、よしというのか、あるいは、項目がパフォーマンスやリスクインフォームドについてはこうであるとか切ってしまうので、なるべくその相関関係というものを丁寧に御覧になっていくということが、委託先がどうだということではなくて、規制庁さんが振り返る上では非常に有用になるのではないかというふうに思いました。

あともう一点だけお伝えさせていただきますと、今回、対象は実用炉と核燃料施設等の

方が対象になっていると思います。また、チーム検査や日常検査の担当の方も対象になっていると思いますので、その間の傾向であるとか、職位での傾向というのはどうだったのかというの少し御覧になると、いろいろな課題がもっと、力量に関しても浮かび上がってくるのかなというふうに思いました。

私からのコメントは以上になります。

○金子長官官房審議官 近藤さん、ありがとうございます。分析の視点や手法につきましては、まだこれからも少し我々の中でも考えていきたいと思っておりますし、先ほど関村先生の御指摘にもありましたように、これをどう我々として受け止めて、これからの改善や施策につなげていくかというのは、実はまだこれからのところですので、その中でもそのような活動は、活動というか分析については成果を生かしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。高橋先生、お願いいたします。

○高橋教授 非常に興味深い結果を示していただいております。特に先ほどの議論との関係で、5ページですかね。やっぱり軽微な判断についてガイド上で分からないから、すごく難しいんだみたいな意見が散見されたというようなところがあって、やっぱりこの辺ですね。やっぱりこういう事例を通じて、少し本当にいわゆるガイドの機械的な適用じゃなくて、実質的なリスクベースで物を考えるという、そういう力量を向上させることがすごく重要なこと。

そういう意味では、ちょっと御質問なんですけど、こういう事例を交換会みたいなところで全体で共有してリスクベースのいわゆる評価みたいなものを、要するにみんなで向上させていくみたいな機会というのは何か、組織として設けるみたいなことはあるんでしょうか、そこら辺ちょっとまず教えていただければありがたいと思うんですけど。

○金子長官官房審議官 高橋先生、ありがとうございます。後で古金谷からも補足があると思いますが、この気づき事項をどの程度のものだと評価するかという点は、我々の組織の中で検査官と、それから中央にいる我々等の間でも、かなりもう議論の中心になるいつも話題なのです。

みんなで共有するという意味では、一つは日々のテレビ会議の打合せの中で、昨日、こういうことがあったんだけど、これぐらいのものだと思っているけど、皆さんどうでしょうかというような事例の紹介をしてお互いに問題認識をすり合わせていくような機会、それから、検査官会議と呼んでいますけれども、四半期に1回、これも今コロナなのでテレビ会議でしかできませんけれども、ある意味、みんなが一堂に会してその期間にあった事例について、事例研究的に紹介をして、どういう点に着目すると、どういうふうに重要度を上げなきゃいけないのか、あるいは、下げてもいいのかというようなことの視点をお互いに議論をしながら認識共有をしていくというような場をたくさん設けております。これは、今申し上げた二つの会議形態のものだけでなく、日々の打合せとか議論の中でもそういうことが取り上げられておりますので、高橋先生がおっしゃる点というのは、我々

自身も日々の業務の中でやはり難しさ、あるいは、議論をして習熟をしていくということの必要性の非常に高い分野だというふうに認識しております。

ちょっと古金谷のほうからも補足があれば。

高橋先生、どうぞ、ごめんなさい。

○高橋教授 いや、追加ですが、じゃあそういうものの系統的な蓄積みたいなことはやられるのでしょうか、事例集みたいな。

○金子長官官房審議官 そこで取り上げたケーススタディのようなものは全てシートにまとめて、できるだけ定型的な形で情報が粒がそろった形で記録されるようにということで、我々の中の文書としてというか、研修をする、あるいは、将来、その事案に当たるときのための文書として整理をしてございます。

○高橋教授 どうもありがとうございました。

もう一点いいでしょうか。

○金子長官官房審議官 高橋先生、どうぞお願いします。

○高橋教授 評価ってすごく難しいとっていて、こういう検査能力の評価というのはですね。何か事案を挙げればそれで優秀だという話でもなくて、そこはやっぱり適切かつ有効に指摘ができる、かつリスクベースという話と、あと、手続的にちゃんとできるようなという、多角的な視点で物を見ていかなきゃいけないと思うんですけど、そういうようなものをやっぱり今後、組織評価の観点からどういう客観的な指標を考えていくのかと。これは、やっぱり管理職の評価の能力という話になると思うので、管理職でどれだけ共有できるのかと、現場のチーフみたいな者ですね。その辺、どういうふうに考えていらっしゃるのかなということをちょっとお聞かせいただければありがたいと思いますが。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。これは大変難しいところではあるのですが、まず、高橋先生の御指摘にあったいわゆる数的な指標でものを見るというのはなかなか難しいというのは、そのとおりでございます。我々も検査指摘事項をたくさん挙げた検査官が優秀であるというような評価は全くしないし、逆に言うと、それが少ないからといって仕事をしていないという評価をするつもりも全くないというメッセージをいつも検査官に対しては申し上げています。

一方で、現場を見ているいろいろ気づくことというのが当然ですけどもあります。これは、人によって数の差もあるとは思いますが、そういうものがきちんと共有をされて、先ほど申しましたような日々の業務の中で議論をされて、どういう視点を持っているのか、どういう点を着目するとこういうところを議論しなきゃいけないということに気づいているのかということを見ながら、どの程度、このアンケートには表れてこないような実際の実力としての能力が身につけてきているのかというのは、ある意味、そういう会話の中で評価をして、それは当然ですけど、人事評価みたいなものにも跳ね返っていきますので、そういうところで見ているというのが実態だというふうに私自身は思っております。

○高橋教授 それを見える化していただいたほうが良いと思いますけど、基準としてね。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁、古金谷でございます。

できるだけちょっと人事評価の視点なんかも、これ、最終的に評価するのは、我々、検査グループの管理職ということもありますので、ちょっとそこはみんなで共有できるようにしたいなと思います。

やはり我々が考えているのは、ちょっと私自身が不安に思っているのは、やはり検査指摘事項にするということに対してちゅうちょしているような検査官がいたりとか、これって本当に指摘事項にしていいのかな、軽微じゃないかなとかということですね。そういうところがあります。

そこは、やはり後ろの背中を押してあげなきゃいけないのかなというふうに考えています。要は、判断するところがすごく責任を感じて、そこに対してすごく慎重になり過ぎるというところもありますので、そこは背中を押して一緒に議論に入って、それはこうだから、指摘事項にしたほうがいいんじゃないか、これはこうだから、そこまでの必要はないよねというようなところは、検査官の議論の中に管理職も一緒に入って、そういったところの判断の基準というものを合わせていきたいなと思っていますし、そういう議論を通じると、やはりどんどん検査官の視点なんかも我々自身も分かってきますし、我々、管理職が期待しているところの観点というものも検査官に理解していただけるというところもあると思いますので、そういう取組はしていきたいと思っていますし、それを制度的なものとして明確化できるようにちょっと考えていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○高橋教授 ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

米岡先生、お願いします。

○米岡前専務理事 米岡です。

今回のこのアンケートですけれども、やっぱりよくきちんと読むと、今回の新検査制度の重要な要素を検査官の方がどれだけ理解が進んだかという、極めて限定的な方向性のアンケートになっていると思うんですね。

それをベースに、検査の品質、もしくは、検査官の方のパフォーマンス、ものすごく話を今皆さん広げて議論していただいていると思うんですけれども、ここからそこ全体に飛ぶまでに、もっとたくさんの資料が、恐らく、古金谷さんから出てきて、それは、古金谷さんがおっしゃったとおり、理解があって知識があっても、指摘事項にするか、しないかというのは精神的な面もあれば、気力の面もあるし、疲労によって緩むこともあるし、いろんな要素がある。それをきちんとシステムティックにひもとして、計画側が責任を持ってコントロールしなければならぬこともあるし、検査官の方が自らを律しなければならぬこともあるし、そういったことをもう少し時間と事例を重ねてこの場で議論を重ねていければいいなというふうに思いました。これはあくまで感想です。

以上です。

○金子長官官房審議官 米岡先生、ありがとうございます。ちょっと今日、時間の関係もあって、あまり全ての設問の答えを御覧いただくようにしていませんので、今、古金谷や米岡先生の御指摘にあったような質問事項も中には、この資料で言うと概要版という報告書の通しの340ページからアンケート設問項目というのがあります。その中でも「実践ができていないか」とか、「自分に自信があるか」とかというような項目が実は入れていますけれども、まだ我々もちょっとそれと、従来見ている検査官の姿、実際に接して感じているものとどうずれがあるのか、やはり同じでいいのかというところの評価もまだ十分ではないと思っておりますので、一番最初に近藤さんから御指摘をいただきましたけど、そういう分析をもう少し加えていくことが必要で、ここから読み取れること、それと、実際に現場で働いている検査官がそれとの関係でどういう状況にあるのかというのは、もう少しきちんと見ていなきやいけないかなというふうには思っております。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

勝田先生、お願いいたします。

○勝田教授 勝田です。聞こえているでしょうか。

○金子長官官房審議官 よく聞こえております。

○勝田教授 説明ありがとうございました。幾つか質問があったんですが、皆様のやり取りで大体整理はついているところではあります。なので、追加のコメント程度の話なんですが、まずこれを見て思ったのは、アンケートは一般的にそうなんですが、特に僕も現場を見させてもらって、現場の規制官、皆さん真面目な方というふうに理解しています。それを考えると、「理解できていない」とか、そういう表現も真面目な人に限って自己評価が低かったりするんで、これをどう考えるかというのは、やはりこの図を見るだけではなく、もう既に金子さんが御指摘されたように、やはり実際に会って、その人たちの違いを見たりとか、やはりそういうのと一緒に見て判断するのが必要かなというふうに思った次第です。

あと、システムについての評価が低かったんで、これも何でかなと思っていたんですが、これも、もう説明があったので、理由は分かりました。

ただし、今回の取組とか、もちろん理解度の話を見ているんですが、やはり少しずつ、もう既に指摘があったように、みんなの情報を共有しようということもあるわけですから、それを考えると、システムが今こういう状態であるというのは、業務システムですね。ちょっと残念なところなので、早くうまく回るようなものをして、みんなでも共有してほしいというふうに思っています。

皆さんやはり現場の人、悩んでいるのは、自分の判断が、もちろん正しいかどうか、理解しているかどうかもあるんですが、いわゆる属人的というのですかね。人に属する判断なのか、もっと客観的な表現になっているのか、そこの不安というのは非常に感じていると思います。

なので、そういうことを考えるためにも、なるべくデータベース化をしていって、それは属人的なものではなく、自分だけのものではなく、誰が見てもそれは同じものだというようになれるようになっていけば自信がついていくような気はしています。

あとは、もう既に前の議論で出てきた重要な言葉なんですが、いわゆる規範的でないという言葉ですよね。それも現場の人たちは実際にどの程度それを感じているのか、そうではないのか、やはり規範的になりがちになっているのかどうか、そういうもの、やはりちょっと個人的には興味を持っているところではあるので、いずれそういうところも知りたいなというふうに思いました。

すみません、以上です。

○金子長官官房審議官 勝田先生、ありがとうございます。特に最後にいただいた御指摘の部分は、我々も先ほど、関村先生から更田委員長の訓示の話がありましたけれども、陥りがちな、制度をつくり上げれば、つくり上げるほど、一つのことをやっていけば終わりになってしまうみたいなことにはまってしまいがちな傾向があるというところを、いかにそうならないように継続的なある意味の改善と見直し、それから実質化というのを図るかというところだと思っていますので、それについては忘れずに心がけていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにアンケートの関係での調査、あるいは、今後の取組、それから、今後の調査についても、もし何か御示唆があれば、また継続的にやっていきたいというふうに思っておりますのでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、原子力学会の近藤さん、もう一回お願いします。

○近藤学術支援専門職員 度々すみません。最後に1点だけなんですが、今回の調査に至る前に、恐らくこれを確認したいというポイントを規制庁さんに出されていたと思います。まだ1年しかたっていないので、その調査で明らかにならなかった部分があるのではないかというふうに思います。それらについて、むしろ今、検討されてはいかがでしょうか。今回できなかったとしても、次回、意識調査をするときに恐らくその仮説を確認していくことができるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。また来年度の調査を計画する際には、そのような視点も踏まえて十分に分析できていないこと、調査データが取れてないことなんかについても含めるようにしていければと思います。ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、またこれも、この反映の部分もそうですし、今申し上げた今後の取組の部分も継続的に何かお気づきの点やこうしたことをやるべきではないかというような御示唆がありましたら頂戴できればと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと技術的な話題に移ってまいりますけれども、議題の大きな二つ目ですけれども、実用発電用原子炉のPRAモデルの適切性確認ということで、冒頭に申し上げ

た四国電力さんの伊方3号機のレベル1.5と呼んでいるモデルの適切性の確認の結果について紹介をしたいと思います。布田室長のほうから。

○布田検査評価室長 検査評価室の布田です。

議題2でございますけれども、資料を二つ準備してございます。資料2-1が、今回のガイドの概要と、あとは適切性確認の結果についてまとめたパワーポイント資料でございます。2-2が適切性ガイド案ということで、ガイドの本文となっております。説明に当たりましては、この資料2-1のパワーポイントに沿って御説明させていただきます。

まず、通しの345ページが表紙ですけれども、1枚めくっていただきまして、簡単に経緯を御説明いたしますと、PRAモデルの適切性確認に関しましては、炉心損傷までのモデルを取り扱いましたレベル1PRAについては、昨年3月に策定をいたしまして、伊方3号機のレベル1PRAのモデルの適切性については、同様に3月に確認したところでございます。

二つ目のポツでございますけれども、今回作成しておりますガイドにつきましては、1.5PRAモデルと呼ばれているものでございまして、※2、一番下のほうにありますけれども、レベル2PRAと呼ばれているものについては、放射性物質の放出量と格納容器機能喪失頻度、CFFと呼ばれているもの二つを扱っているんですけれども、レベル1.5PRAにつきましては格納容器機能喪失頻度(CFF)のみを評価しているものでございます。原子力規制検査の重要度評価については、このCFFで評価することにしてございますので、今般ガイドを策定いたしまして、このガイドを基に伊方3号機のレベル1.5PRAモデルについて確認を行って進めたところでございますけれども、概ね終了したということで、今回、御報告するものでございます。

1ページめくっていただきまして、2ページ目でございます。2ページ目と3ページ目にガイドに関して解説をしたものでございます。ガイドそのものについては、資料2-2でございますけれども、エッセンスをまとめたのが2ページ目と3ページ目ということでございます。

レベル1.5のPRAモデルの適切性確認の視点については、三つの視点ということで書いてございますけれども、この視点については、レベル1PRAモデルと同じでございます。この確認項目に関しましては、ASMEのPRA標準ですとか原子力学会のPRA実施基準を参考にしているものでございます。

三つの視点としましては、設計、プラント情報を適切に反映しているか、評価結果に影響するようなモデル化の仮定が適切か、あるいは、三つ目として、ほかの類似のPRAモデルと比べて、差異の根拠が明確かどうかということでございます。

3ページ目でございます。適切性確認ガイドにつきましては、レベル1PRAに拡張というか追加する形で1.5PRAの確認項目について掲載してございますけれども、レベル1PRAガイドとの大きな違いといたしましては、炉心損傷までのモデルに対する確認項目についてまとめたレベル1PRAに対して、格納容器の機能喪失までを評価範囲としているということで、格納容器内で発生する炉心損傷によっていろいろな現象が起きますけれども、そ

の評価ですとか、あるいは、その物理化学現象の発生確率等々についてきちんと評価されているかどうかというものを確認するための確認項目が規定されているということでございます。

4ページ目でございます。PRAモデルの確認概要については、これまでフローを御説明してきておるところでございますけれども、レベル1PRAとのフローの違いとして、海外専門家レビューについて事業者が行っているんですけれども、これについて規制庁が参画というか、レビューに参画することになっておって、レベル1のほうは参画していたんですけれども、レベル1.5についてはもう既に終了していたということもあり、レビューへの参加はしていないということでございます。あと、NRC職員のレビューに関しましては、レベル1PRAモデルについて、NRCが確認をしてございまして、レベル1.5PRAを作成する上で多くの技術要素についてはレベル1と同様ということでございますので、1.5を特別にNRCの確認を取って、レビューを受けているというものではございません。

続きまして5ページ目がPRAモデルの確認の結果ということでございます。PRAモデルの確認作業については、規制庁からの質問を提示いたしまして、13回にわたり事業者面談を実施しているところでございますけれども、確認の結果といたしまして、格納容器機能喪失頻度に関して大きな影響はなく、適切性確認ガイドを概ね満たしていることを確認してございます。ですので、モデルの仮定の設計ですとか、対処設備のモデル等々につきまして、モデル化について適切に実施されていると、概ねですけれどもされているということでございます。ただ、2個の修正点と6個の中長期的な改善箇所がありますので、これについて御説明したいと思います。

6ページ目でございます。修正箇所が二つございますけれども、一つ目が、格納容器損傷を防止する設備のモデル化が適切に行われているかどうかということで、システム信頼性解析に関して1件と、あとは、機器故障率などの信頼性パラメータの設定に関して1件の指摘ということで二つ指摘をしてございます。

まず、7ページでございます。修正箇所1点目でございますが、適切性確認ガイドにおきましては、交互運転している系統の運用について、きちんとモデル化されていることをガイド上求めてございますけれども、修正が必要な箇所として、非常時に必要な設備で、かつ常時運転している系統について、定期的に系統を切り替えている運用をしているんですけれども、モデル化されていない部分があるということで、この点については実情に合わせることを望ましいということで指摘をしてございます。これが1点目でございます。

2点目でございます。これは検査間隔の反映ということで、信頼性パラメータの部分なんですけれども、ガイド上は機器故障確率につきまして、運転管理の情報を反映して算出していることを求めてございますけれども、検査間隔を保守的に定めているケースがございまして、現実的な検査間隔を用いるべきということでございます。

例として、加圧器逃し弁の部分なんですけれども、検査間隔40年と想定しているんですが、実際は年に1回検査をしているという検査計画を設けているということですので、

そこは実情に合わせるべきであるということを指摘してございます。

9ページ目でございます。修正箇所ですけれども、今回レベル1.5の確認においては二つ指摘しておるんですけれども、既にレベル1PRAモデルについては三つ指摘をしてございます。これらの箇所につきましてはレベル1.5PRAモデルでも同様に修正が必要ということで、これについても修正すべきということで書いてございます。

以上が要修正箇所2点でございます。

続いて、中長期的な改善箇所ということでございます。10ページ以降でございますけれども、中長期的に改善したほうがよい箇所というのは合計六つでございます。

具体的な事項については11ページ以降でございます。

まず11ページ目、1点目でございますけれども、ガイド上は評価対象プラントに対応した条件というのがきちんと適切に用いられていることを求めているんですけれども、若干、保守的な仮定が含まれているということで、最確評価に基づいた解析を用いるべきであるという指摘でございます。

これ、例の部分に具体的な内容が書いてございますけれども、格納容器の限界温度と限界圧力につきましては、2倍の圧力と温度200度が用いられているんですけれども、これは審査の有効性評価から持ってきた数字なんです、今後、知見の拡充に応じてより現実的な評価をすべき、評価のモデルを整理していくべきであるということで指摘をしているものでございます。以上、これが1点目でございます。

2点目につきましては12ページでございます。これは解析コードの関係なんですけれども、利用可能な最新知見を踏まえたモデルを用いることということで、解析に、今、MAAP4を伊方3号機では用いているんですけれども、最新版のMAAP5というのがアメリカのNRC等で事故進展解析等々で使用されているということですので、MAAP5も含めて最新知見を反映したコードを用いた評価を実施すべきであるということで指摘をしてございます。これが2点目でございます。

3点目につきましては、緩和機能の継続を必要とする時間、使命時間なんですけれども、この使命時間について成功状態に至る時間を考慮して設定すべきというのがガイド上の要求になっておるんですけれども、使命時間、7日としている設備の中に、サポート系、その機能をサポートする設備の使命時間が24時間となっている部分があるので、一方、本体のほうは7日なんですけれども、サポートは24時間になっているということですので、この整合性とか影響については、今後きちんと評価して継続的に議論を行っていききたいというふうに考えているということでございます。これが三つ目でございます。

そして14ページ目でございます。これは機能喪失の防止のために設備が全てモデル化されていることをガイド上では求めているものでございますけれども、この基準に照らして改善が必要な箇所として、格納容器破損防止に必要な機能について考慮されていない、モデル化されていない緩和機能があるということですので、ここに例が書いてございますけれども、今後知見を拡充して適切なモデル化をすべきということで指摘をしてございま

す。

最後15ページでございます。人的過誤の評価に関する指摘でございますけれども、評価した人的過誤の発生確率については、人的過誤の発生確率が 10^{-6} 未満になっていないことをガイド上は求めているんですけれども、この伊方3号のモデルの中で一部ですけれども、 10^{-6} よりも小さい確率のものがあるということですので、これについてはモデル化が適切かどうか、必要性について継続的に議論をしていきたいというふうに考えてございます。

以上が中長期的な改善箇所なんですけれども、16ページ目でございますが、ピアレビューに関連いたしまして、事業者のほうで海外専門家によるピアレビューを実施してございまして、そのピアレビューの中で指摘されている件が110件ございます。このピアレビューの指摘、Findingについては、今後改善すべきということで、これについて中長期的な改善箇所ということで指摘をしているものでございます。

以上が中長期的な課題六つでございます。

17ページに改善箇所をまとめてございます。要修正事項を二つと、レベル1PRAでの指摘事項につきましては、令和4年度の上期を目処に事業者が修正をするということを聞いてございます。中長期的に改善したほうがいい箇所につきましては、意見交換を継続して順次事業者が改善を行うということでございます。

最後でございます。18ページです。今後の方針でございますけれども、修正箇所とか中長期的な改善箇所につきましては、今後、面談等でも確認していくことにしてございまして、ピアレビューの結果の反映状況についても引き続き確認をしていきたいというふうに考えてございます。

中長期的な課題の幾つかにつきましては、事業者等々が継続的に改善していく予定ということでございます。規制庁としてもほかの規制当局と情報共有とかを実施して、新たな知見の獲得に挑んでいきたいというふうに考えてございます。

なお、PRAモデルを（原子力）規制検査で使用する際には、すぐに修正されないものもございまして、実際の重要度評価においては、これらの指摘事項については留意した上で評価を行っていきたいということでございます。

私のほうからは説明以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。ちょっと技術的な内容で指摘をした事項などもちょっと具体的にイメージしにくい部分もあったかもしれませんが、いずれにしても、全体的に見ると概ねレベル1.5のモデルとして我々の規制検査の中で一定のリスク評価をするツールとしては使えるレベルに達しているであろうというような評価であると思います。

その上で、指摘事項があることを踏まえて、少しそういうところを割り引くということ、踏まえた上で使っていくということが必要だというのが現時点での私どもの認識というふうに捉えていただいたらよろしいかと思っております。レベル1については、四国電力、そ

れから九州電力、それから関西電力のものがこれまでに確認をされておりまして、レベル1.5については、これがまた最初のものということです、これからBWRも含めて少し対象が広がっていくように作業を進めていきたいというような状況になってございます。念のためちょっと補足で申し添えました。

何か御確認をされたい事項でありますとか、今後の取組についてということでお願いできればと思います。

じゃあ今、関村先生と原子力学会のほうから、もう手を挙げていただいておりますので、それぞれお願いできますでしょうか。

関村先生、まずお願いいたします。

○関村教授 はい。ありがとうございます。技術的な中身、それから中長期的な改善については的確に御評価いただいていると思いますが、形式的な件なんです、資料2-2のガイドのほうですが、これは、これから改定するガイドとしてお付けをいただいているものということですね。既に3月31日というのが入っちゃった案としてお付けをいただいておりますが、ここの中身の説明、全くなかったんですが、違いは、今、検査制度のところガイドとして提示されているものから技術的な中身の変更はなくて、5ページ目に参考文献が丁寧につけてあるということ以外にはどこがアップデートされた案になっているか、これ、先ほどの事業者もあらかじめ知らせてくださいと、猶予期間をという話までであったぐらいなので、技術的な判断で間違いがないように、説明があると思って待っていたんですが、2-2のほうは。全くございませんでしたので、どこがアップデートされたのか、私が見つけたところは参考文献にしっかりと書いていただいて、こういう技術的な根拠もガイドに入れていただいたということかなと思っているんですが、ちょっとそれ以外の技術的な中身でアップデートがあれば教えていただけると、今の判断についてよりの確であるということが自信を持って我々も確認できるかなと思います。よろしくお願いいたします。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。今の資料2-2は、ちょっと省略してしまいましたが、資料2-1の中で、これ、347ページですかね、通しの。2-1の2ページですけれども、ASMEやANSのPRA標準、それから原子力学会のPRA実施基準を参考に確認項目を設定しましたというふうに書かせていただいております。この確認項目というのが、実はこのガイドの中の肝でありまして、資料2-2で申し上げますと、10ページ、通しで375ページというところからレベル1.5PRAの確認項目というのを追加させていただいております。その確認項目についての視点と判断基準というのもレベル1.5について追加をさせていただいております、同じ資料の中の表形式になっておりますが、21ページ、通しの386ページのところに書かせていただいているということで、重複している項目はたくさんレベル1とレベル1.5でございますけれども、そのようなところを拡張したというのが、このガイドの改正の案になっているということでございまして、すみません、説明が不十分でありまして失礼しました。

○関村教授 そこはASMEとか原子力学会の標準のところを参照していただいている技術的

な中身と同様であるということですよね。そのために参考文献をきちんと挙げていただいてアップデートして、アップデートといいますか、これをつくっていただいているという、そこを確認できれば御評価としてはいいのかなというふうに考えました。もっと詳細に中長期のところ、今後もフォローをしていくべきだと我々も考えていますので、これを標準委員会のほうとか、こちらも、今、成宮さん、出ていらっしゃるんですが、我々としても一緒になって検討していければというふうに考えています。これは標準委員会の委員長としての発言でございました。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。より明確にさせていただきました。

原子力学会の成宮さんのほうからございますか。

○日本原子力学会（成宮幹事） 成宮です。ありがとうございます。

今、標準委員長というお立場で関村先生が御発言された最後のところと同じようなことなんですけれども、レベル2PRA標準、これは、私も策定には随分関与いたしましたので、こういう形で活用をいただいているというところは非常にありがたく思いますか、よいことかなとありがたく思っております。

そこで、少し確認をさせていただきたいのは、先ほどのガイドの話の中で、ガイドの中でいろんな用語が使われております。参照されている文献という形で挙げていらっしゃるように、ASME PRAのスタンダードだとか、原子力学会の標準というところからのことを使っていると思うんですけれども、そのあたり、言葉の定義というのが非常にPRAの場合、極めてセンシティブに扱うところがあります。先ほどのプレスリリースにしても、自分ではないのですけれども、厳密に言わないとなかなか、例えば格納容器機能喪失頻度というのがどういうものまでカバーしているのかとか、非常に重要なところになってきます。

ですから、そのあたりは、参照されているということでもって、ここの中用語は、特に用語の定義という章は設けずとも理解されていると、そういう理解をいたしました、正しいでしょうかというのが一つ。

あともう一つは、ちょっと細かな話なんですけれども、先ほどのパワーポイントのほうの11ページですから、これ、通しだと356ページですかね。中長期の課題ですので、これから検討されていくというところですので細かくはいいんですけど、保守的な仮定であると、それは最確評価に基づいたいわゆる平均的な値というかあるべきだというのは、これはPRAの根幹に関わるところでございますので非常によい指摘といいますか、適切な指摘だと考えております。

ただ、こういう平均的な値を考えなさいということになりますと、当然、その幅を考えるとといいますか、深掘りした評価をもって全体を評価していくというのがPRAの王道というか、本筋ではあるのですけれども、そこまではこのガイドでは、たしかガイドの一

番最後のページにレベル2ですと不確実さ解析というのが出てくるのですけれども、そことの連携でこの最確評価に基づいた解析は必要なんだということを御指摘されているんだという、これもそういう理解で間違っていないでしょうかという確認だけでございます。

すみません、2点です。よろしく願いいたします。

○金子長官官房審議官 成宮さん、ありがとうございます。これは評価室からお話しただいたほうがいいですかね。

○米林主任検査監視官 規制庁評価室の米林ですけど、ちょっとよろしいでしょうか。

○金子長官官房審議官 じゃあ米林さん、どうぞ。

○米林主任検査監視官 どうも御意見ありがとうございます。レベル1.5の項目については、原子力学会の標準の項目に合わせてほぼつくっております。

1点、格納容器機能喪失頻度評価の中で学会標準では点推定、そういう言葉を遣われているんじゃないかなと思いますけれども、この辺については、レベル1の記載に合わせたというところがございますけれども、点推定というのは、恐らく不確実性が入っていないと、そういうことを御指摘されているんだと思ひまして、我々は、成宮さん御指摘どおり(10)で不確実さ解析という項目を新たに設けて、最確値とともにエラーバンドについても評価すると、そういったようなガイドをつくっております。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。成宮さん、クリアでしたかね。基本、用語は原子力学会の実施標準と同じですけれども、あと、その不確実さの解析や最確のところは、少し区分をしてガイドの中で定義するようにしているという米林からの御回答でしたけれども、大丈夫でしょうか。

○日本原子力学会（成宮幹事） 了解いたしました。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかに御指摘や御疑問などございますか。ATENAの山中さんでしょうか。

○原子力エネルギー協議会（山中部長） ATENA、山中でございます。

この評価でございますけれども、そもそもNRRCのアポストラキス所長からのアドバイスもあって、事業所サイドでつくったPRAのモデルを御提供することで共通のモデルを使っていくということ、こういうことでスタートしているわけですけれども、ようやくレベル1、レベル1.5まで御確認をいただいて、使えるような状況になってきたということでございますし、また、中身をお互い相互に確認をしながら進めるということで、事業者と規制庁が一つのものをつくり上げてきたということで非常によい取組ができたのではないかなというふうに事業者としても御協力いただき感謝をしているところでございます。

また、この伊方のものについて、初号機ということもあって、それぞれ1年以上かけて丁寧に見ていただいたということかというふうに思っておりますけれども、先ほど金子さんのほうから御指摘がありましたとおり、レベル1については他電力さんのもの、あと

BWRのものが入ってきておりますし、レベル1.5も今後そういったところが入ってまいりますので、より法律的な御確認をいただいて、どんどん使っていけるようにしていただきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、リスクをこの検査で使っていく、もしくは、それ以外のところにも活用していくというための非常によい機会になったのではないかなというふうに事業者としては捉えているところでございます。

すみません、ちょっとこれを踏まえて、四国電力さんからも御意見があるというふうに聞いておりますので、四国電力さんのほうへつないでいただけますでしょうか。

○金子長官官房審議官 四国電力さんは、どうぞ、お願いいたします。手を挙げていただきました。ごめんなさい。

○四国電力（橋本グループリーダー） 四国電力の橋本でございます。

適切性確認を実施いただきました事業者としまして、受け止めのほうを述べさせていただきたいと思っております。

伊方3号機につきましては、PRAモデルの高度化のパイロットプラントとしまして、これまで海外専門家のレビューを受けておりました、いただいたコメントを踏まえまして改善に取り組んでいるところでございます。

今回、規制庁殿より御提示いただきましたPRAモデルの修正箇所でしたりとか、中長期的な改善箇所につきましては、海外専門家から得たコメントを踏まえて対応を検討しているものが多くございました。

適切性確認の議論を通じまして目指すPRAモデルの構成が同じであると規制庁殿と認識を共有していただいたというふうに考えてございます。

また、適切性確認の面談を通じまして、規制庁殿と事業者、あとNRRC（電力中央研究所原子力リスク研究センター）さん、あとメーカーを交えまして技術的に実のある議論をさせていただいたというふうに考えてございます。今後の適切性確認を効率的に行うための論点整理につながるような議論になったというふうに考えてございます。

今後、モデル修正が必要な箇所として示していただいたものに対してですとか、中長期的な改善箇所、海外専門家のコメントにつきましては、優先順位をつけた計画に取り組みまして、適宜、改善したPRAモデルを御提供してまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○金子長官官房審議官 四国電力からもコメントをいただいてありがとうございます。

ほかにもございますか。勝田先生、お願いいたします。

○勝田教授 声は聞こえるでしょうか。

○金子長官官房審議官 よく聞こえております。

○勝田教授 説明どうもありがとうございました。ちょっと細かい質問なんですけど、通し番号361ページの海外のピアレビューについてちょっと質問があります。

1点目は、これは事業者が海外レビューを頼んだという話だと理解しているんですが、その中身について、規制庁側は全て閲覧できたのか、それとも結果だけ聞いたのか、ちょっとそこを教えてほしいのがあります。なぜかと言いますと、やはり海外からのレビューというのは、多分細かい、自分も論文でもそうなんですが、かなり細かいところまで指摘してもらいますし、一見、日本の実情に合わない質問もないわけではないんですが、一方で当たり前だと思っていたことが実は違ったという新たな気づきをもたらすときもあるので、海外のレビューというのは非常に重要だと思っています。そういう点もあって、規制庁側と一緒に見れたのかどうかというのは一つ。

2点目は、この2022年度以降に反映するのが91件という、結構、後回しになっているものが結構多いので、ちょっとそこら辺が気になって、どうしてこういうふうになっているのかなという質問もあります。

すみません、以上です。

○金子長官官房審議官 勝田先生、ありがとうございます。これは、先ほど布田の説明にもありましたが、レビューそのものの場に御一緒できたわけではないので、その意味で全部ということではないと思いますけど、多分、今回のピアレビューの確認をした作業をしたのが、多分、また規制庁、そこら辺にいると思いますので、どんなものを確認したのか、記録といってもいろいろな多分レベルのものがありますので、それを少し御紹介いただくと勝田先生の何がちゃんと見れたのだろうかということに対する御疑問が少し解消されるかなという感じもしますので、ちょっと御紹介していただいていた方がいいですかね。規制庁の別室で。

○米林主任検査監視官 規制庁検査評価室、米林です。

専門家の方の実際に多く出された報告書ですね。それと、その和訳もありました。それから、この結果についても我々、見せていただきまして、今回、110件というかなり多いんですけども、実情はもっとたくさんございます。

したがって、その中には先生御指摘のとおり、なんかちょっとこれ違うなというのもありましたし、褒めている内容もございました。あと、90件近く残件があるんですけども、これ、大丈夫かという話でございましたけれども、やはり海外のほうがどうも日本に比べると進んでおりまして、ある意味、安全性向上評価レベルというか、検査で使うレベルならこのぐらいでいいというのと、さらなるよりグローバルにグッドプラクティスとPRAについては、この程度のことはできなきゃいけませんよと、そういう次段階の評価がございまして、海外専門家の方だと、やはりグッドプラクティスのPRAについてのコメントが多々多くて、最終的にはこんな後半に対処するというのが多くなったと、そういうことでございます。

もしシビアから何か追加があればお願いします。

○小城技術研究調査官 今回の技術的なサポートとさせていただきましたシビアアクセシビリティ研究部門、小城と申します。

まず、レビューに関してなんですけれども、一応今回のコメントとして出たのが110件、海外専門家から出ております。内容は全て文言、様式で一式見せていただくことができまして、一つ一つ精査させていただきました。先ほどありましたとおり、コメントの内容に関しては一つ一つ見た結果は、すぐさま反映できないものもたくさんありまして、そういったところ、2020年以降に反映するというふうになっているもの、多かったかなと思います。

また、コメントの内容としてリスクにとって重要なのかどうかという分析から始めるような内容、そういったものに関しても2022年度以降にやるというふうになっておりますが、分析自体は事業者様も始めていらっしゃるというところも確認してございます。

レビューに関しましては、ここに加えて、規制庁のほうで質問事項を二百何件、出させていただいて、補足するような形でモデルの確認を行ったというのが実態でございます。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。勝田先生、少しイメージがわいていただきましたでしょうか。

○勝田教授 ありがとうございます。どうも。

○金子長官官房審議官 かなり我々も、私自身が作業に参加しているわけではないのですが、情報の共有という意味では事業者側から一つ一つつぶさに共有をさせていただいているというふうには理解をしております。ですから、集約をした結果を見て何とかというようなことではないというのだけは確かだというふうに思っております。

○勝田教授 ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ほかに本件、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

大分進んできたところではございますけど、これ、よく私どもの委員長も言っていますけれども、内の事象だけがまだ対象になっていて、external hazardのところは我々の国としてはとても大事だという問題意識がございまして、これは一朝一夕にできるわけではないのですけれども、ナイフとフォークだったら、フォークはあるけどナイフがない、箸とスプーンだったら、箸はあるけどスプーンがないというような状態かもしれませんので、引き続き事業者にもぜひ努力をしていただきながら、我々も一緒に使えるツールを共有させていただければ大変力強いツールになると思いますので、今後とも一緒に作業をしていければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、議題の四つ目、ちょっと時間が押しぎみではありますがありますが、行きたいと思えます。取替炉心の安全性評価における新たな解析コードの活用について、失礼、ごめんなさい、議題3でした。失礼しました。

保安活動の指標の分析結果と取扱いについてということで、これまでに保安検査の時代からいわゆる新しい検査制度のものでは横断領域的なものをどうやって捉えていくのかと

いうことを考える上での指標として頂戴してきたデータについて、少し分析の努力をしてみても、どういふものが見えるのか、見えないのか、今度どういふことを考えたらいいかというのを規制庁のほうで整理をしてみたいので、それについて御紹介をさせていただきます。

高須指導官のほうからお願いいたします。

○高須総括監視指導官 原子力規制庁、実用炉監視部門の高須でございます。

今、御紹介がありました議題、資料3について御説明させていただきます。

本件、前々回の意見交換会合のときに分析を今やっておりますということを御説明申し上げましたけれども、我々、いろんな観点からちょっと見て、どういったことが分かって、今度どうしたいということをここで御説明させていただきたいと思っております。

まず、通し番号398ページでございます。これは前々回の公開会合でも御説明させていただきましたけれども、今、冒頭、金子からの説明もありましたように、保安検査時代からお願いをしているということでございます。この指標は、IAEAの技術報告書を参考に30指標を選定して、毎年報告をいただいております。

参考までに403ページにその報告を基に30指標項目を示しておりますけれども、例えば作業計画、訓練、リスク、警報といった大きく分けて10分類の中から30指標を出して、これを報告いただいているというところでございます。

通し番号の399ページに行ってくださいまして、いただいた各指標の傾向分析を実施するというのと、あとは、事業者さん自らが指標を取っていらっしゃるということで、そういった活動がどういったものがされているかということを確認して、今後の我々の対応をどういふふうにしようかということを検討していったというところでございます。

通し番号400ページに行ってくださいまして、現状の分析ということで、①～⑧までいろいろ概要を示させていただいております。具体的には添付3、406ページになりますけれども、こういったところに指標ごとに分析した結果を示しております。指標で傾向が見られる指標があるかどうかとかですね、指標間で相関が見られるものがあるかどうかといったようなことを見るために、まずは指標間でまず分類でいろいろやってみましたというところでございます。

あとはすみません、ページ飛んであれなんですけど、408ページにですね、添付4を示しております。添付4は今度は発電所ごと、発電所ごとに何か特徴がありますかねということで、発電所ごとに一応ちょっと分類をですね、試してみ、これから得られるものを概要をまとめております。まとめた結果がですね、400ページに記載しておりますので、400ページのパワーポイントで説明させていただきます。

我々が分析をした結果ですね、大まかな分野ごとに分析の概要を①～⑦（※正しくは①～⑧）に示しております。重要な計画外の作業については、増加とか減少しているといった顕著な傾向が見られるというものはなかったということ。また訓練関係については停止しているプラントも多数あるという状況ではございますけれども、事業者ごとにばらつきが

あり、顕著な傾向は確認ができなかったというところでございます。

あと炉心損傷頻度につきましては、稼働しているプラントにつきましては当然のことでございますけども、評価されております。ただ、一方、定検によってですね、作業内容が変わるということで、その数値そのものがいろいろ変わっているということでございます。例えば、あと、または警報が4年間出ていませんとか、ヒューマンエラーが気になった不適合については一部のプラントにおいて増加傾向があるよとか、こういった分析をしております。

こういった分析をした結果ですね、指標によってはその一部のプラントに特徴が認められるかなという傾向はあるんですけども、収集方法、事業者さんの収集方法等にいわゆる当然ばらつきもありますし、こういったことから数が多いと、少ないからということをもってですね、なかなか我々のほうでその数値で判断するのはなかなか難しく、個別にその指標の考え方等をですね、勘案しつつ、分析する必要があるという状況があるということが我々としては分析をしております。

一方で、通し番号401ページになりますけども、事業者さん自ら収集している指標についても確認をした結果、参考までに事業者さんから面談等でいただいた資料をですね、412～415ページに示しておりますが、指標としては大きく分けて2分類とられております。共通自主PIと言われるものと横断領域の自主PIというもの。これいずれもJANSIと電力事業者のほうでいろいろ調整されて設定されたものというふうには伺ってはおりますけども、例えば共通自主PIというものに関しましては、発電所においてパフォーマンスの傾向を監視する上で、ある程度各発電所の比較に優位となるようなものについては比較ができるようにですね、定義とか計算方法を同一に設定してですね、こういった共通的な自主PIが事業者間ではとられているということが分かっております。一方、横断領域の自主PIのほうなんですけども、これも数、設定されてやられております。そのうち半数程度が30指標と重複しているということでございます。

ただしですね、収集する項目や定義は各発電所個別に設定されて、この今、添付資料415ページにあるような項目全てをとると、必ずとるとということにはなっていないんですけども、発電所ごとにその裁量は任されているということになっております。こういった事業者さんの活動をですね、我々は認識したところでございます。

こういった状況を踏まえてですね、通し番号の402ページに行ってくださいまして、今後のその分析結果を踏まえた今後の対応ということで、3.1に我々の総合的な分析とですね、見解を示しております。収集した指標についてですね、いろいろ分析した結果から、事業者の活動において例えば不適合の件数が多いとか、重要設備、計画外の作業が多い、こういったところの関係があるかないかという着目点を見た場合に、ある程度の相関関係がありそうだなというところはあるんですけども、その数字だけをもってですね、その数字が持つ意味、その数字自体が持つ意味がいろいろあると思いますので、その数字だけを見て判断するというのではなくて、こういったものがどういうことでとられているのか

というところを確認しつつやっつけていかないといけないかなと思っています。

一方で、こういう数字を見てですね、例えば重要設備にトラブルが起きたとかというふうなところの傾向は、基本的には見られてませんので、そういう兆候はなかったというふうに考えております。さらに、有用性があまり期待されない指標もあるということで、保安活動の支援ツールとして発電所ごとの評価として規制側として有用と思われる指標を設定して、収集はしてみたんですけども、結果的にやはり中身をしっかり見ていかないと、なかなか我々、評価分析するのは難しいかなというふうに考えております。

他方で、事業者自らが指標を定めて活動している状況も確認できましたので、こういった事業者の保安活動の状況につきましては、原子力規制検査において確認可能でございますし、既に原子力規制検査においてですね、その内容を確認している事項も存在しております。こういった結果を踏まえて、これまでプラントが一律に指標を収集していたというこの運用はやめてですね、このような活動につきましても規制側が一生懸命労力を費やして調べていくというよりも、事業者さん自らがですね、必要とする指標について分析がなされ、自らの評価を行うという保安活動が適切であるというふうに考えておりますので、こういった活動をですね、原子力規制検査の中で確認したいというふうに考えております。こういった考え方は新検査制度の目的に即した考え方になるというふうに考えております。

一方で、横断領域に係る我々規制検査の見方というものについては、諸外国の状況も踏まえてですね、我々どういふふうに対応するべきかというところの課題はあるかと思っておりますので、どういった評価ができるかなどにつきましては、今後ともですね、規制検査で監視すべき内容と事業者の保安活動の評価ということに関しては、綿密な関係があるというふうに考えておりますので、横断領域の自主PI等につきましては、いろいろ引き続きですね、議論していきたいというふうに考えております。

なお、現在、発出しています指示文書の取扱い等につきましては、規制庁内で検討してですね、どういふふうに対応するかというのは考えていきたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

少し端的に申し上げますと、この403ページというところでこの4年間ですかね、30指標、データをいただいてきたんですけども、すごく端的に申し上げますと、いただいた先それぞれで定義が違ったり範囲が違ったりするので、なかなか横の比較は難しい。その4年間という中での時間的な系列の変化、もちろんこれ先ほど話がありましたけれども、プラントが動いているところ、動いていないところがあるというような状況の違いもありますし、ということで、傾向として何か強く兆候が見られるようなことは分析の上ではなかった。あるいはこの30の項目の間でどのような関係があるのだろうか、そういうのを見ていくと、何かを読み取れるのだろうかというようなことも試しにいろいろ分析をしてみましたけれども、なかなか傾向がきちんと把握できるようなものというものはなかったということ

もありまして、我々としてはこの30をとり続けるということに、今の形でやり続けることにはあまり大きなメリットがないかなというのが評価としての結論でございます。

一方で、事業者の皆さんは、共通自主PI、これはどっちかというパフォーマンスの世界が必要な例の7つのコーナーストーンとある意味関連づけてとっていただいているところがあります。これは皆さんある意味定義も共通をして、とり方も一定のとり方を設定をしてやっていただいているので、これはぜひ我々も参考にさせていただければと思っておりますけれども、もう一つのこの横断領域の自主PIという415ページにあるやつは、若干私どもはこれまで30項目お願いをしてとらせていただいたデータと似たような状況にあると思っております。黄色でハッチングをしてありますけれども、18個重なっているという領域の重なりもありますし、各社それぞれにとるもの、とらないもの、あるいはその範囲ってどういうものが対象になっているのかということも異なっているということなどもありますので、こういうものをやっていく上でも私どもは今回、少し分析をした結果、結果というかその評価をですね、活用しながら事業者の指標を継続してとっていただくことについても少し議論をさせていただければというのが我々の問題意識で、今日御提示をさせていただいたというような形になっております。

したがって、今後、この横断領域の自主PIの設定の仕方とか収集の仕方については、我々がどうこうしろというふうに申し上げるつもりはないのですけれども、より有益なデータになるようにするには、今回の我々の経験も踏まえるともう少し工夫が必要なのではないかなというような示唆があるということでお受け止めいただけたらよろしいのではないかと考えているという問題提起でございます。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、そのようなことを踏まえて、事業者側にもいろいろ思いがあると思えますし、お聞きになられた先生方などから御示唆などもいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。じゃあ関村先生、お願いいたします。

○関村教授 ありがとうございます。今後の対応も含めてこういう方向性でということ は理解ができました。

最後のところの確認だけなんですけど、議論したいと。議論される主語は規制庁だけですか、それとも規制庁と事業者ですか。それともこの意見交換会で議論をするということでしょうか。ちょっとそこだけ明確にしておいていただけるといいかなというふうに思っています。いかがでしょうか。よろしく願いします。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。

まさに議論は1人ではできないので、私どもとこの共通自主PIをとっていただいている事業者と議論をし、その例えば何かを変えるとか定期的にこういうことを共有していこうというような取組については、この意見交換会の場でも共有をさせていただいて、皆さんからの御示唆もいただきながらこの改善の方向、よりいい仕組みの方向というのを考えていきたいという趣旨で議論したいというふうにかかせていただいたのが私どもの心でござ

います。

○関村教授 ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ATENA、山中さんでしょうかね。お願いいたします。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

本日は御説明どうもありがとうございました。最後に金子さんのほうから御指摘のありました横断領域の自主PI、これ事業者としてもまだおっしゃるとおり、まだとり始めているところで、かつ各社の中での時間経過によってどう変化していくかということを見ようとしているという部分もございまして、おっしゃるとおり横への展開ができないようなものになっているところも多々あるかと思えます。御示唆いただきましたとおり、今後、とっていく中でですね、横、各社との比較というものも必要であろうというようなことがあれば、また定義の見直しとかしていくということもあろうかと思えますので、そういうようなものである、現状まだそういうものであるというところを御認識いただければと思っております。

また、お話にありました共通自主PI等々、今後、議論をさせていただきたいというようなお話をいただきましたけれども、我々としてもそのように考えてございますので、どういふPIをとっていくのがより安全向上につながっていくのかという観点から御議論させていただければと思っております。

あと最後1点確認ですけれども、この指示文書の取扱いにつきましては、今後検討されるということでございましたが、これ2020年度分の提出は不要であるということで理解してよろしいでしょうか。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 金子でございます。

前半の今後の検討についてはぜひよろしくお願いいたします。

2020年度分については、もうここまででほぼあまり有益な分析ができそうもなさそうだとことが分かってきましたので、特に提出を求めることはしないという方向で今、考えてございます。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中です。

拝承いたしました。よろしくお願いいたします。

○金子長官官房審議官 勝田先生、お願いいたします。

○勝田教授 説明ありがとうございました。全体の方向性については問題ありません。理解しました。

コメントというわけではないんですが、この廃止によってももちろん大丈夫だとは思いますが、抜けがないようにというふうにお願いです。

2点目は、事業者の提示とか分析に依存するわけですから、それをしっかりちゃんとしっかり見てくださいというお願いですね。

よろしく申し上げます。

○金子長官官房審議官 はい。御指摘ありがとうございます。説明の中にもありましたけれど、検査の中でコンディションレポートの状況とかそういうのは全部、ある意味つぶさに見ているところもございますので、抜けのないようにということはもちろん心がけながらですけれども、必要なものは検査の中でも確認をし、あとは全体としてシステムマティクにどう取り組んでいくかというのはちょっと今後、議論の中で事業者とも話をして、また皆さんとも共有させていただければと思います。

はい。米岡先生、お願いいたします。

○米岡前専務理事 米岡です。

今後の対応の方針について、いいと思いました。QMS、品質マネジメントシステムの有効性についての観察は、その直接的な指標を収集して分析することよりも、むしろ皆さんがつけられた共通のインジケータのほうを分析することによって、QMSの有効性を評価できるという形にされたほうが本来のQMSの有効性のオブザベーションとしては有効なのではないかという見地からです。

一方で、横断領域であったりマネジメントシステムの有効性について、やっぱり抜けなく、またタイムリーに評価をしていただくということがこういったKPIをとって報告するということがなくなったので、そこをもちろん今もやっていらっしゃると思いますけれども、きちんとやっていただくことが今回の対応方針の決定において肝だというふうには思いますが、対応方針としてはこの30項目については大変な労力だと思いますし、その中で特にQMSの有効性についてはこれらのデータが物語ることを分析するのは大変難しいという認識を持っておりましたので、その方針でよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。今後の取組についてはまた建設的にちょっと考えていきたいと思いますので、そのような方向でと思います。

高橋先生、お願いいたします。

○高橋教授 すみません。要は事業者の負担との比較において、かなり結果としてはあまり有効な改善の情報収集にならなかったという話なんですけど、ちょっとやっぱり総括したほうがいいですね。やっぱり当初の意図と比較して、何でこういうふうになったのかということについては、やっぱり今後のこともあるので、ちょっとそこは少し取りまとめられて原因とかの分析とか反省とかいろいろとしたほうがよろしいんじゃないかと私は思いますけど。

○金子長官官房審議官 はい。高橋先生、ありがとうございます。

先ほど申し上げた指示文書を出して事業者のほうから情報提供いただいておりますので、その取扱いを整理するときに、御指摘のような総括といいたいでしょうか、こういうことをやってきたけれども、こうこうこういう理由でこのように変えていきたいというようなことはきちんと整理をさせていただきたいと思います。

原子力学会、近藤さん、お願いします。

○近藤学術支援専門職員 ATENAさんから出されているKPIについてです。これを自主PIとしてやられるということで、意見になりますけれども、やっぱり形骸化していかないということが規制庁さんにおいても事業者さんにおいても双方において非常に重要になってまいります。ですので、どういった考えでこの自主PIを運用していくかについてですね、しっかり産業界の中で認識合わせを継続して行っていくことを望んでおります。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。これはATENAの窓口なのかJANSIなのか事業者さん個別なのかということもあるんですけども、そのやり方も含めてちょっと考えながらきちんと対話をしていくようにいたします。

今の時点で何かATENAからございますか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、ただとることが目的になるというのが我々としてもとっても怖いことでございますので、意味のあるものをきちんととっていく、そしてそれを評価して発電所の安全につなげていくと、そういう覚悟を持って取り組んでまいりたいと思っております。

これからも御指導よろしく願いいたします。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。はいあれば、ごめんなさい、JAEAですね。失礼しました。お願いいたします。

○曾野次長（JAEA） 原子力機構の曾野でございます。

このPIとこの評価についてはですね、やはり先行する実用発電炉さんのほうでもですね、このように問題というか課題があるということで、私どもが所掌する核燃料施設等でもですね、やはりこのPIを設定して、その相関をどう見ていくのか。その辺が課題だと感じております。特に事業施設区分ですね、再処理とか試験研究炉、使用施設とこういったものを束ねる共通かつ横断的なものをどう徹底していくのかが悩んでいるところでして、一つ方策としては、事業施設区分ごとの、全事業施設に共通する最大公約数的な部分、そこを拾い上げる。ただそれについてはとても小さなところになってしまうので、事業施設区分ごとのセットオプションのようなものをつけ加えて、さらにその事業施設区分の中でもですね、研究目的によって施設ごとの個別のオプションがありますので、そういう共通事項に加えて施設の特徴に応じたオプションでPIを設定していく。こういった方式が必要なんじゃないかと思っております。

それらの相関をとるといえるときに、またほかの施設とのPIとの関連がなかなかなかったりしてですね、難しいということもありまして、いろいろ検討は進めておりますけれども、またまとまった段階ですね、この辺相談させていただきたいというふうに考えております。

現状は以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。核燃料施設についてはいつも幅広く施設をお持ちのJAEAがそういう意味では先行的にですね、取組を始めていただくのは大変力強い、心強いことだと思っていますので、またその点についてもぜひいろいろ議論させていただければ大変ありがたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この保安活動の指標につきましては、大体方針については皆さん御理解をいただき、一方で今後の取組をもう少し考えるということにつきまして、あるいは今回の取組の総括をするということについては御指摘をいただいておりますので、その点についてまた進めていきたいと思っております。

それでは、議題の4に進ませていただきます。取替炉心の安全性評価における新たな解析コードの活用等についてということで、資料の4-1、4-2を用いまして、規制庁のほうから御説明いたします。

小野専門官のほうからお願いいたします。

○小野上級原子炉解析専門官 規制庁実用炉監視部門の小野でございます。

資料の4-1と4-2について説明させていただきます。

まず、416ページ、資料4-1の原子力規制検査による「取替炉心の安全性評価」に使用する解析コードの妥当性の確認についてということで、まずこの本資料はこれまで取替炉心の安全評価に使用する許認可コード以外の解析コードを使用する場合の手続論といえますか、その対応方針が明確になっていなかったことから、今回、これを明確にしたものとなります。

1.の経緯には、旧組織からの取替炉心の安全性評価に対する規制側の確認の経緯について記載しておりますが、最後の段落です。「他方」以降になりますけれども、今回、原子炉設置者から自ら妥当性を確認すれば、使用可能とする運用としてほしい旨の意見が出力されております。

2.の対応方針ですけれども、結論としましては、416ページの最後の4行に記載しているとおり、原子炉設置者が行った妥当性確認の結果を規制検査のチーム検査においてその適切性を今後確認することとしたいと考えております。

続きまして、417ページをお願いします。今後、我々としてしましては、適切性を確認するための手順検討を行いまして、検査ガイドの改訂を行うこととなりますけれども、電気協会さんのほうでも同様の規格を、コードの妥当性を確認するための規格を検討中と聞いておりますので、我々の規制検査の参考となるか、併せて検討させていただきたいと考えております。

最後の3.に、今後のスケジュールを記載しておりますが、来年度の上期に検査ガイドの改訂を行いまして、下期から運用開始することで考えております。

資料4については以上となります。

続きまして、418ページの資料4-2になります。これは高浜発電所3、4号機（MOX炉心）になりますけれども、この取替炉心の安全性評価へのCASMO4/SIMULATE3コードの使用についてということで、このCASMO4/SIMULATE3というコードですけども、これは今回、新たに使用する解析コードというわけではなくて、関西電力においては二十数年前から自社のウラン炉心において使用しているコードとなります。今回、関西電力より高浜3、4号機のMOX炉心の取替炉心の安全性評価にも運転実績が蓄積されたことから、このCASMO4/SIMULATE3を使用したいという旨の打診がありましたので、その適用の妥当性について原子力規制検査により確認を行ったものです。

2.に確認結果を記載しております。結論としましては、高浜3、4号機のMOX炉心でもCASMO4/SIMULATE3コードを使用することは妥当と判断しております。

3.以降に臨界実験や実機測定値の比較により確認した内容を記載しておりますが、内容がちょっと細かくなりますので、説明はちょっと割愛させていただきます。

資料4については以上となります。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

今回これを御紹介した趣旨はですね、従来、設置許可の際、あるいは計算コードの使用の妥当性についてトピカルレポートというもので、事前にその確認をしたものは使ってもいいけどというふうにしておりましたけれども、新しいコードがいろいろ適用できるようなものがあるという事業者の声もございまして、検査の中でその妥当性を確認しようというような形の運用をある意味追加をするというふうな形にしようと思っているものでございます。

妥当性の確認におきましては、先ほど説明にありましたように、ガイドの中で示していきますけれども、基本的には設置許可のときに行った評価と同等の評価ができるというようなことを実際のコードの、シミュレートした結果を見てですね、結果の範囲がどういふばらつきになるのかとか、実測値との関係がどの程度突合できるのかといったようなことを検査の中で確認をするというふうなことになるかと思っております。

それと類似の適用の妥当性みたいなものを1回評価を試みた事例がありますというのがこのMOXのほうで適用してみると、その妥当性がどのように評価ができたかということが資料の4-2のほうに示されているというふうに御理解をいただければよろしいかと思っております。

すみません、ちょっと補足で御説明をさせていただきました。本件について何か御指摘やお気づきの点がおありになりましたら、御指摘いただければと思います。よろしく願いいたします。

関西電力さんですね。御当事者である関西電力さん、よろしく申し上げます。

○福原チーフマネジャー（関西電力） 関西電力の福原です。

どうも御説明ありがとうございました。先ほどの御説明ですと、検査ガイドの改訂、運用開始が9月、10月以降になるということですけども、一方でその資料4-2のほうで高浜3

号機のCASMO4/SIMULATE3については原子力規制検査による確認を終了しているという御説明でしたので、高浜3号機のMOX炉心へのCASMO4/SIMULATE3、確認ですけれども、もう本日以降、それも使用しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○小野上級原子炉解析専門官 規制庁、小野です。その理解で結構でございます。

○福原チーフマネジャー（関西電力） 了解いたしました。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ちなみに関西電力さん、これほかにこういう案件というのはまだ出てくる可能性がありになるのでしょうか。将来に向けてということですけど。

○福原チーフマネジャー（関西電力） 関西電力の福原です。

当面というところで言いますと、今のところこれだけというところでございます。将来的にはいろいろ3次元のコードとかあると思えますけれども、当面という場合はCASMO4/SIMULATE3を高浜MOXに使えばというふうに考えております。

○金子長官官房審議官 少し長い目で見ると、また新しいものも出てくる可能性があるということで、我々もそういうことを踏まえて、踏まえてというか視野に入れて仕組みを整理しておければというつもりで議論をしてございます。

ほかに何かございますか。特段よろしいでしょうか。先ほど417ページのところで御説明をちょっとしましたけれども、日本電気協会でもこの解析コードの妥当性評価の規格を今、検討し始めておられる。ちょっとこれ割と時間的には長い取組だと伺っておりますけれども、過去からそういう努力をさせていただいておりますので、これはまたできましたら我々としては使うことが直接できるのかどうか、技術的評価なども含めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、これは検査と直接は関係ございませんかもしれませんが、そんなことも視野に入れてございます。これも一つの学会との協働、協調の案件の一つだというふうには思っております。

特によろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、議題の5つ目、最後の議題に参りたいと思えます。資料の5ですけれども、検査気付き事項のスクリーニングに関するガイドの軽微事例集の見直しの方針について。冒頭のガイドのところでちょっと先に申し上げましたけれども、私どもの軽微と指摘事項、あるいはその境目がどれぐらいのレベルになるのかという考え方について、もう少し悩みを解決するために、より認識共有を図ろうというようなことで、まだガイドの改訂案そのものにはなっておりませんが、こういった方向で改訂をしたいということで考えているということをお紹介をし、事業者の皆さんはじめ、方向についてまたコメントなどいただければと思っております。

説明のほうは布田のほうからお願いいたします。

○布田検査評価室長 検査評価室の布田です。

それでは、資料の5、通しページで424ページの資料でございます。検査気付き事項のスクリーニングに関するガイドの軽微事例集の見直し方針でございます。先ほど説明があったとおり、軽微かあるいは指摘事項にするかにつきましては、この軽微事例集も参考にしつつ、判断をしていくということになります。現行の軽微事例集につきましては、アメ

リカのNRCのIMC612と呼ばれているガイドから抜粋、和訳したものでございます。原子力規制検査を実施して約1年経過してございますけれども、実際に軽微事例とか積み上がってきているということも踏まえまして、以下の方針で改訂をしたいというふうに考えてございます。

まず、見直しの方針ということで、(1)でございましてけれども、軽微と判断する考え方を充実させるということでございまして、ここにつきましては実際に設備の機能劣化とかですね、あるいは被ばく量が線量限度を超えなくても、そういう機能劣化とかがなくてもその指摘事項になり得るんですというような考え方がアメリカのガイドとかでは明確に記載されているということでございまして、その件について事例集の中に加えたいということでございます。

具体的には書かれているとおりでございましてけれども、実際に設備等で機能劣化が顕在化しなくても緑以上になり得るとしているIMC0612の該当箇所を引用すること。それから承認された設計図面等の重要な誤記については、それが使われなくても検査指摘事項になり得るという点。それと放射線防護については、線量限度を超えなくてもですね、訓練とか手順書等々の何か不備等があればですね、緑と判定している例があるということについて、アメリカの事例を引用したいというふうに考えてございます。

この件につきましては、実際に判断に迷う部分であるということだと思いますので、より明確化してはどうかという趣旨で書き加えるものでございます。

(2)でございまして、これ1年間原子力規制検査を実施してございましてけれども、この1年間でですね、蓄積した軽微事例とあと検査指摘事項の緑の事例をその判断の根拠とともに掲載をしたいという方針で考えてございます。現行のアメリカの事例につきましては、和訳したものを入れているんですけれども、事例が積み上がっていることもございまして、アメリカの事例はですね、情報が限られていることもあり、またガイドについても適宜アメリカのほうでも見直されるということでございまして、このIMCのURLを参考としてですね、軽微事例集に掲載をしてはどうかというふうに考えてございます。

以上が見直しの方針でございまして。

あと2.で核燃料施設の事例の取扱いということで、現行は実用炉と一緒に記載してございましてけれども、使いやすさの観点から実用炉と分けてですね、核燃料施設だけで事例を解説つきで整理をしたいというふうに考えてございます。

この方針案につきましては、これ部内で今、議論をしているものでございまして、この方針でですね、必ず行くというものではなくてですね、今回、有識者の方、そして事業者の方から御意見を踏まえてですね、方針について部内で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

私のほうからは説明は以上でございまして。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。先ほど来議論になりました軽微と指摘事項のスレッシュホールドをどこら辺に設けたらいいのかということをしかり判断できる

ように、このガイドの整備も直していこうと。従来のようなアメリカの事例を持ってきてちょっとなかなか分かりにくかったようなところというのは、我々のこれまでの実績を引いていきたいと思ひますし、一方で考え方として十分にお示しできていなかったものというのは、それを記述を充実していくというようなことを考えていきたいというふうに思っております。

この点についてはまだ今、布田からもありますように、方針として我々の中でもディスカッションしている段階ですので、皆さんからいろいろコメントをいただいて、十分いろいろなことを修正、あるいは含むことができると思ひますので、この段階から御意見などいただければと思ひております。御自由にいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

じゃあATENA、山中さん、お願ひします。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

確認したいことが1点と要望が1点ということで、まず要望のほうからお話をさせていただきたいと思ひますけれども、資料5の1.の（2）で、現行の米国事例は削除というふうな方針をお示しいただいておりますが、（1）の中でですね、軽微と緑との判断に参考になる情報が重要であるということで、我々もここは非常に同意をするところでございます、日本でも出てきたこの指摘事項を羅列するだけじゃなくて、その判断の根拠を示していく、示すものを残していくことが重要だと思ひておりますし、一方でですね、そう考えたときに、日本ではまだこの1年間で網羅的にいろんな指摘がされているという状況でもないんじゃないかというふうに思っております。せつかく今、米国の事例とは言え、日本語になっているものが冊子としてですね、ガイドという形であるわけですから、まだ急いでですね、削除をする必要もないんじゃないかなというふうに思っておりますし、我々としても米国の事例もですね、参考にしながらやっていきたいというところもございまして、削除をするということは現行ではまだ早いんじゃないかなと思っておりますので、残していただきたいというのが事業者としての要望でございます。

続いてですね、確認をしたいことということなんですけど、その（1）のほうでIMCの0617から例を引かれるということを書かれているわけですが、この中身は承認された設計図面の重要な誤記が、それが使われなくても検査指摘事項になり得るということだというふうに思いますが、現行の事例集の中にはですね、リリース前の作業ミスとして設計要求が図面に正しく反映されていなかった場合でも事案が進行中の作業であり、エラーがシステム復旧前に把握され、是正されれば軽微とするというような事例も示されてございます。

何が言いたいかというと、この2つの事例というのはお互い相反するような内容を示しているんじゃないかなというふうに思っているんですけども、今回、IMCの0617から例を引いてですね、追記されようとしているところの意図というものをお教えいただければと思ひ、思っているところでございまして。

私からは以上です。

○金子長官官房審議官 御意見ありがとうございます。最初の御要望については、今後ちょっと検討する際にどこまで残したらいいのか、あるいはある意味仕上がりを見ながら考えていくべきだと思いますので、消すのは簡単ですし残しておくのも今あるものを残すだけなので、作業的には簡単なのでちょっと検討させていただければと思います。

2番目の御確認の点はですね、今回見直し方針の(1)の最初の段落に書いてあることをどのように皆さんによく認識してもらったらいいか。要するに実際にこの設備等の機能劣化が顕在化しなくても、いわゆるconsequenceが生じていなくてもというところでのパフォーマンスの劣化をどう確認する、あるいは捉えるのかということの1つの例として、このIMC0617の事例というのを参照してみるのはいいのではないかというような発想になっていると思いますけれども、別室にいる米林さん、何か補足ありますか。

○米林主任検査監視官 検査評価室、米林です。

そもそもですね、このようなことを書いたきっかけなんですけども、我々新検査制度をやっていますね、この軽微、緑の議論をしたときにですね、NRCじゃどうだ、やっているんだと、これは軽微じゃないのかと、そういった議論がですね、我々と検査官の中でありまして、また検査官の人に聞くとですね、事業者との会話の中でもですね、NRCはこれは軽微じゃないでしょうかと、そういったことがある。

じゃあ本当にNRCではどういうふうにこういうものを片づけているんですかということですね、我々とともに、我々の中でもですね、またさらに事業者の方とも共有したいというためにですね、IMCを引用したいということでございます。

それから、アメリカの事例は消すのは時期尚早だという話もございましたけども、今ですね、山中さんのほうからですね、ちょっとこの617とですね、現行の事例がですね、相矛盾しているんじゃないか。そういう御指摘もあって、現行の軽微事例というのは物すごくですね、情報が少なくですね、あれだけの情報で判断できるものもあればですね、ちょっと判断に迷うものもあってですね、そういった意味でですね、米国の事例というのはですね、扱いにちょっと慎重にならなきゃならないんじゃないかなということで、まだ議論中ですけど、2のようなことをここでは書いております。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。若干だけ補足を金子からさせていただきますと、この米国事例の話は書いてあるとやっぱりどうしてもprescriptiveに走りたくなる誘惑があるんですね。ここにこう書いてあるからこれは軽微なんじゃないか、逆にこれは指摘事項なんじゃないか。今、米林からあったように、それを十分判断するに足る情報が必ずしもこの事例には書いていないので、それに判断が引っ張られてしまうということがあまりよくないことになるのではないかという問題意識があるということで、このようなことを考えているということを少し申し添えさせていただければというふうに思います。

ほかの方からいかがでしょうか。関村先生、お願いいたします。

○関村教授 ありがとうございます。

今、規制庁のほうから、それから金子審議官からお話しいただいた件は非常によく理解できます。しかし、このガイドの目的が検査官のためだけのガイドになるのか、それとも例えばですね、事業者は自らCAPをしっかりとやっていって、その中で安全を高めていく。これをやっていただくわけですね。事業者のインセンティブにもうまくつながっていくようなガイドとして、どのような有効性があるのかということについても改めて御説明をしていただけるようなものになっていけばいいのかなというふうに思います。

ないからこそ今、NRCのところには十分書き込んでいるわけではないからこそ、事業者は自らのCAPというのをインセンティブを持ってやっていただいているという面があるのかなのか分からないですけど、事業者は事業者としてやるべきだというところがしっかり見えてくる。でも、検査官の側は判断の根拠としてはオープンになっているこういうガイドでやっていく。これがうまくかみ合っていくようなものになればいいかなと思います。このガイドだけじゃなくてですね、ほかにもいろんな意味でこういう考え方がうまく皆さんの共通認識になっていけばいいのかなというふうに考えていますので、発言させていただきました。

私からは以上です。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。

まさにガイドは一義的には検査官の検査をどのように進めるかというものでありますけれども、パブリックコメントなんかもさせていただいているようにですね、これを見た被規制者の方がどのようにそれを理解をし、そういうものであるからこそ予見性をもって対応していくというようなことにももちろん活用されるということがあることは当然のことであると我々も承知してそれを意識しながらつくろうと、そういうバランスの中で残っていたほうがいいのか残っていないほうがいいのか、先ほどのような視点も含めて少し事業者とも意見交換をしながら検討を進めていきたいと思えます。その点も御指摘ありがとうございます。

○関村教授 ありがとうございます。今、金子審議官はバランスとおっしゃったわけですが、それがオープンな場で議論されているということがこの検査制度が国民にとっても第三者にとっても有効な制度であるというふうに判断できるポイントになってくると思えますので、ぜひ御検討を深めていただければと思います。

ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。このプロセスの有効性も今、御指摘をいただいていると思えます。

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。原子力学会、近藤さん、お願いします。

○近藤学術支援専門職員 この今後の検討になるかもしれませんが、事例を適宜追加していくというこの適宜についてです。最初に見直しましょうということなので、1回

棚卸しというかやはり何らか作られると思いますけれども、その後リビングドキュメントとしてアップデートされる。そのアップデートのタイミングを何か発生したらアップデートするのか、それとも例えば半年に1度ぐらひはチェックするというやり方をイメージされているのか、とても重要なことだなと思ったので、こういったガイドの扱いですね、伺わせていただきます。

○金子長官官房審議官 御指摘ありがとうございます。ドキュメントとしてはですね、今回ちょうど約1年たつところで見直しを形式的にもかけているという意味で、大体年に1度の改訂というのを作業としては念頭に置いております。一方で、先ほど高橋先生の御指摘にもあったように、検査官同士の情報共有の意味で、これはこういうものになったねということはケーススタディのようなシートを作って共有するようなこともしていますので、このガイドの中の事例として、あるいは考え方として示されなくても、そのようなものは追加をされていくというプロセスが当然ございます。

ですから、ちょっとそれは車の両輪みたいな形になりますけれども、ガイドに反映をしていく、ある意味かっちりとした形にするものと、日々蓄積をされているものをケーススタディのドキュメントみたいなもので形として残していき、共有していくものと、その両方があるというふうに思っています。

高橋先生、その後、勝田先生、お願いいたします。

○高橋教授 すみません、先ほど米国の事例の取扱い方もそうだったんですが、ちょっとやっぱりアメリカ人の考え方と日本のこのいわゆる系統的に物を考えていく考え方と、法律でも判例の取扱いがすごく違って、アメリカ人って事例をですね、一つの何かプラグマティックな一つのきっかけにして、そこからプラグマティックに処理していくという発想がすごく強いと思うんですね。多分、このガイドもそうなっているんじゃないかと思うんですけど、日本人はあまりそういう発想になじまないの、やっぱりもうちょっと系統性といいますか、物の考え方というのをちゃんと整理して、事例はやっぱり先ほど言ったように、考え方の引用の十分な根拠を明確にするという形で取り入れていただくことがいいのかなと。そうしないと非常に個々の事例がばらばらに出ているみたいな感じになっちゃうので、そこはちょっと少し系統性、日本のガイドの場合はやっぱり少し系統性というのを重視していただくことがありがたいかなというのをちょっと素人ながら思いましたので、その点よろしくをお願いします。

○金子長官官房審議官 御指摘ありがとうございます。そういう点もあるので、まさに(1)のある意味系統的な考え方をきちんと示す部分と事例をどうするかというところで我々も悩んでいるところがありますので、御指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

勝田先生、いかがでしょうか。

○勝田教授 ありがとうございます。もう既に金子さんが指摘したことなんですが、やはりこの事例が間違ったメッセージになっちゃうのが一番怖いかなとは思っています。なの

で、その事例の出し方ですね。高橋先生のものにもしかしたら近いかもしれないんですが、指摘事項だと思ったら軽微の例もあれば、軽微だと思ったら指摘事項だったというのをうまくバランスよく、言うのは簡単なんですが、そういうのを出していく、やっぱり出し方の問題も一つあるのかなというふうには思いました。

繰り返しになりますが、やはりこれはあくまでも事例であって、これだけをもって決めないでほしいというよう、やはりそういう注意事項、そういうのは必ず入れるべきなのかなと思いました。

簡単ですが、以上です。

○金子長官官房審議官 勝田先生、ありがとうございます。まさに同じような考えというか、問題意識を持っております。それも踏まえて記述の見直し、もう少し進めていきたいと思っております。いずれにしてもこれまた形になるものを皆さんにも見ていただきながら議論を進めたいと思っておりますので、今日の御意見、みんな非常に貴重なものだと思って受け止めております。

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。少し時間も長時間になりましたので、すみません。では、この議題の5の点につきましては、いただいた御指摘なども踏まえまして、また少し改訂の案を作成する作業、あるいは事業者なりとの意見交換もしながら、成案に近づける作業を進めていって、また皆さんとも御議論させていただきたいというふうに思います。

それでは、予定をした議題は以上でございますけれども、全体を通じて、あるいは今後の取組でちょうど1年ぐらいがたった節目でもございますし、今日もちよと言及がありましたが、3月12日ということで3月11日の翌日ということもありますので、何かもしお気づきの点などあれば、皆様方からいただければと思います。

規制庁の職員、あるいは今日は規制委員会委員、2人同席させていただいておりますので、そちらからも何かあるかもしれませんが。もし何かありましたら挙手をお願いいたします。ATENAからどうぞ。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

毎回、繰り返しになって恐縮なんですけれども、規制検査での横断領域の取扱い、横断領域ガイドとですね、あと関係者のコミュニケーションの在り方というのは、来年、次年度以降に検討というふうになされておりますので、これ事業者としても大変関心の高いところでもございますので、いつぐらいから具体的な検討に入られるのかということスケジュール、できるだけ早くお示しいただきたいなというふうに思っているということでございます。

また、特にですね、関係者とのコミュニケーションということに関して申し上げますと、1年終わりました年度の報告書を出されてですね、ここには新たな仕組みに移行するまでは既存の仕組みで関係者とのコミュニケーションを継続というふうになされているんですけ

れども、ちょうど去年の今頃はワーキングとかチーム会合でどういう形ですね、地元の自治体への御説明をするのかとか、そんなようなことを議論されていたと思うんですが、どういう形でやられるのかということと、あとそれに対して事業者にどういう期待事項を持たれているのかということ、我々としても地元への御説明ということに関して言えば、協力はしていかなければいけないというふうに思っていますので、期待事項等ございましたら、お示しいただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。まず、横断領域の話は先ほどの保安活動の指標の議論とも関連があるので、それをちょっと進めながらということで、少し時間がいずれにしろまだかかると思っています。すぐに何か運用しなければいけないというものではないという認識もありますので、その部分は多分年単位で時間がかかるかなというのが正直な印象です。

それから、コミュニケーションのところはですね、今年度が終わって年の検査の報告、あるいは総合的な評定ですね、がまとまったところでいずれにしても我々から地域の方とか自治体とかそういった方には、これは既存のチャンネルで基本的には御説明をするということで方針を昨年段階からお話をしてございます。その中で、少し工夫をする御要請が各地域にございますれば、それはそれで受け止めてやっていきたいと思っておりますので、そのコミュニケーションの、コミュニケーションというか事前の打合わせなりの中で、何かあれば、また事業者側に御要請申し上げることがあれば、もちろんお伝えをいたしますし、今のところはシステムティックに何か事業者側でこういうことを全体としてやってほしいというようなことが具体的に見えているわけではないということで御理解いただいて結構です。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中です。

承知いたしました。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 はい。勝田先生、ございましたら。

○勝田教授 今、ATENAの山中さんから発言があるということで、やっぱり福島のことと言及があるかなと思ったら、ちょっとそうではなくて、仕方ないことなんです、規制庁が何かするとしたら協力したいという発言もあり、やっぱり私からの視点から見れば、やはり積極的に何かしたいと事業者から言ってもらって、それに対して俺たちも協力するというふうにやっぱり形をとりたいなというちょっと思いが今、ありました。

以上です。

○金子長官官房審議官 勝田先生、ありがとうございます。これは事業者の皆さんお受け止めいただいたらと思います。

関村先生、お願いいたします。

○関村教授 ありがとうございます。本日の意見交換会の1番目の議題をくくるキーワードが検査制度の継続的な改善というキーワードでございました。ガイドライン見直しがあ

る。これは継続的な改善の範疇かと思いますが、金子審議官もおっしゃったように、たしか昨日、更田委員長が最後のほうでおっしゃった継続的に安全性を向上していく。それは安全神話を許さないというところに直接的につながったお話だったというふうに思います。

一方で、検査制度の継続的な改善というものがガイドの件に加えて、アンケート、インタビューの結果でしたっけ。ここはちょっとクオリティがいかげなものかというところまで私、指摘せざるを得ないなというふうに感じておりました、継続的な安全性向上の検討チームという別途に走っているものと同じ継続的な安全性というものと、ここで言っている継続的な改善というものがちょっとフェーズがずれているんじゃないかなという印象を持っているところがございます。個々にどこがということ言うつもりはないんですが、やはり先ほどお話があったように、規制庁が福島第一原子力発電所10年を踏まえてというところで使っているキーワードの趣旨というのをうまく踏まえてですね、その次の日であるこの会合の継続的なというところの意味合い、これは先ほどの勝田先生のお話でもないんですが、少し今後も検討を加えていくべき余地があるんじゃないかなというふうに感じたところがございます。

余分なコメントになったかもしれませんが、昨日の10年目というところを踏まえてという話でございましたので、コメントさせていただきました。

私からは以上でございます。

○金子長官官房審議官 はい。関村先生、御指摘ありがとうございます。何を言っても多分言い訳にしかならないので、あまり申し上げませんが、そのような継続的改善と我々が言っていることの意味もちょっと踏まえながら、きちんとスコープを見据えたいと思います。御指摘ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。原子力学会、近藤さん、お願いします。

○近藤学術支援専門職員 資料に含まれています検討スケジュールについてなんですけれども、こちらのほうに(1)からいろいろなものが定義されていますけれども、当面の課題というふうに書かれています。私が理解している今のこの検査制度に関しては、まだ変革のさなかにいらっしゃると思っていますので、今、当面何をやらなければいけないではなくて、この検査制度を効果的なものにしていくための課題は何なのかといったところから本当は当面の課題なりが導出されてくるべきじゃないかなというふうに考えています。

例えば1、継続的に改善する仕組みづくりというのは、これは本当に重要な課題だと思いました。じゃあそのほかに同じように重要な中長期的な課題はないのかということはいま一度検討されていく必要はないだろうかというのが私からの提言になります。ちょうど1年たちまして、来年の初めには恐らく振り返りが表れると思いますので、何というか、ここに挙がっている今やっているものをタスクとして定義していくということではなくて、本来やるべきアジェンダは何なのかといったところからいま一度当面の課題は何なのか、それから中長期的なものは何なのかというふうにブレークダウンしていくということも重要かなと思いましたので、お伝えさせていただきます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。御指摘の点はよく理解をいたします。この意見交換会合に従来の検討チームを切り替えるときにも、どういう点を検討していかなきゃいけないのかという検討アイテムについては、一度整理をさせていただいておりますので、またちょうど年度も替わりますし、まさに当面の課題も入替えといいたいでしょうか、フェーズが変わってくるものもありますので、一度それは整理をさせていただいてお示ししたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、規制庁、古金谷です。

今の近藤さんの御指摘を踏まえて、ちょっと以前から関村先生からも御指摘をいただいている話かと思うんですけども、この資料6で言うところの2.ですね。事業者のCAP活動ということが書いてあります。先立っての検討会合でも山中さんのほうからちょっと御質問がありましたけれども、ちょっと我々の制度のほうと併せて、事業者のほうの取組というところもこういう場でですね、いろいろ紹介できればなというふうに考えています。CAPというのは一つ大きなテーマかとは思いますが、それ以外もいろいろあると思いますので、その辺はちょっと事業者のほうともまたいろいろ相談をさせていただきたいというふうに、アジェンダ設定ということになると、このほかにもいろいろあるのかもしれないというふうに今、思いましたので、御指摘を踏まえて事業者とも相談したいと思います。

ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 今の点は皆様方から事業者側への御要望というか御指摘とかというものもあれば、それも我々も積極的に拾い上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

○山中委員 山中でございます。

年度末のお忙しい中、有識者の先生方、あるいは事業者の関係者の皆さん方、学協会の皆さん方、御出席いただきましてありがとうございます。

新しい検査制度が実運用に入って、およそ1年ということになります。非常に新型コロナウイルス感染症の対応で難しい状況の中にありますけれども、事業者の皆さん方の協力もありまして、何とか新しい検査制度、順調にスタートが切れたかなというふうに感じているところでございます。

最初の議題にもありましたけれども、検査制度、さらなる改善をしていく必要があるということで、ガイド類も整備をさらに進めていくという、そういうふうな計画で今、考えているところでございます。ただ、整備を進めていけばいくほど、チェックリストになってしまうては本末転倒であると。適切なやはり整備を進めていく必要があろうかと思いません。

また、現場あるいは本庁の検査官の新しい検査制度への理解、あるいは経験、能力向上

ということも非常に大切かと思えます。原子力プラントの安全性について、新しい気づき事項が生じるような、そういう検査制度にしてまいらないといけないというふうに感じておりますし、肝腎なところの見逃しが無いような制度にもしていく必要があろうかというふうに感じております。

この意見交換会でいただいた様々な意見を反映しながら、よりよい検査制度へと改善してまいりたいというふうに思っております。

今後ともよろしく願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

○田中委員 田中でございます。

本日はどうもありがとうございました。

まず、ちょっと大きなというか、全体の話をする前に1個だけJAEAさんにお問い合わせがございましてですね、先ほど資料5のとき言ったらよかったんですけども、核燃料施設の事例の扱いというのをですね、なかなか実用発電炉の中で見るのは難しいということもあり、また別の資料にもありましたが、パフォーマンスのところにもどうするか等々があつてですね、これについては多分規制庁のほうでもですね、これをどうするか結構悩まれているという悪いんだけど、考えているところでございましてですね、ぜひJAEAさんはいろんなこの辺の核燃料施設等ありますからですね、具体の提案とかですね、等をぜひ願ひしたいというところであります。

あと私もですね、この意見交換会合とか、また検査官会議にもですね、出ていまして、本当のいろんな、本日もそうだったんですけども、重要なコメントとかいただきますし、また検査官会議においても実際現場の検査官からですね、いろんな意見がありました。その一つは検査官のほうでは意識調査という今日、資料があつたんですけど、なかなかそのインタビューとかあるんですが、何か表面って見にくいところがあつてですね、何か本当に本質を抜き出すような質問があればもっと分かるんですけどもですね、分からないところがあるんですが、こちらについてもやっぱり何がバックが問題なのかということが分かるようなことを意識しながらやらなくちゃいけないなと思ひます。

また、検査制度につきまして、本格運用が1年たつてですね、本当にこれからが一番重要なところだと思ひます。本日もいろんな貴重な御意見がございました。また先ほど関村先生からも継続的な改善というんですけどもですね、これは言葉だけになつてもいけないところはありまして、さっきもあつたんですけども、形骸化とかですね、あるいは表面的なことではいけなくて、本当に何が重要なのかをですね、いつも感性を持って、かつ現実的に見ていくことが大事であらうかと思ひますのでですね、こちらとしてもですね、しっかりとやっていきたいと、やっていくと思ひますので、またいろんな御意見いただけたらと思ひますし、これ見ると、資料6を見ると次回には令和2年度振り返りというのがあつてですね、一つ重要な会合だと思ひますので、またよろしく願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかに皆さんから特にございませんでしょうか。よろしいようでしたら、以上をもちまして、第5回の検査制度に関する意見交換会合を終了させていただきます。長い時間におわたり、ありがとうございました。